

異常と言うべき多数の捜査員、機動隊員を派遣しての朝鮮総連本部あるいはまた支部八ヵ所、職員三名の自宅に對する強制捜査を行つております。

その中で、被疑事実とされております威力業務妨害は朝鮮総連とは何ら関係のない事実であろうと、こういうことも指摘がされてゐるわけでござります。そしてまた、捜査の場所につきましても、各朝鮮総連の会館内の朝鮮総連とは全く関係のない別の団体までも捜査を行つてゐるということもありました。さらにはまた、押収品目が威力業務妨害罪とはおよそ関連のないものも含めて根こそぎ押収されたことも明らかなるようございます。私は、余りにもこれは捜査の行き過ぎではなかろうか、こういうことを指摘しておきたいと思います。

それからまたもう一つは、先日来、京都の府警本部は六月六日に、朝鮮総連の京都府本部はか二十七ヵ所に対して、京都総連の学園の用地取得に対する国土利用計画法二十三条の違反を名目で強制捜査をいたしております。これらも機動隊など二百八十人の警察官を動員しての大変な捜査でございました。しかし、これがミス捜査であったといことがわかりましてその捜査を中断したわけでございますが、この六月六日に九時五分から五時三十分までと四百名の警官と十三台の機動隊の車両を動員いたしました。私は、これも本当に余りにも思い上がつたやうである、警察権力の横暴さを指摘されなければならぬことであるうと思つてございます。

私は、これも本当に余りにも思い上がつたやうである、警察権力の横暴さを指摘されなければならぬことであるうと思つてございます。しかし、この事件は、去る四月十五日夕刻、大阪市内の市立労働会館におきまして「救え！北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク」、略称RENKと言われるグルーピーが北朝鮮の民主化を支援するという趣旨の集会を開催しようとしたところ、数十名の者が押しかけ、入場を妨害したり、あるいは

これは警察の担当ということで私どもの方へまだ送致もされていない。また、京都の事件に関してはお答えは差し控えさせていただきたい、このように考えておきたいところでござります。

員長が遺憾の意を表される、こういう形で終わつておる、私どもはこのように承知をいたしておりまして、個々の事件それぞれについて法務大臣と

してどう考へておられるかという御質問につきましてはお答えは差し控えさせておきたい、このように考えておきたいところでござります。

○栗原君子君 この土地取引の仲介者に対しても届け出をしておられるかどうかというのは、それはもう確認すればわかるところでござります。それが何か責任を京都市の方に転嫁しているように思えるわけでございますが、なぜ素直に謝ることができないのか、大変これは七不思議の一つでございま

す。悪いことをしたらだれだって素直に謝るべきでござります。遺憾であった、遺憾であったといふ言葉は何回も何回もお聞きいたしました。遺憾の言葉でございましょうか。私はきちんと謝罪をすべきだとと思うのでござります。

数日前まで毎日、大阪においては三百人の総連の人たちとか市民団体の人が抗議の行動を続けておられましたし、京都においても二百人前後の人たちが抗議の行動をしておられました。きょう現在もずっと要請行動は府警に対して行われていて

いたいと思います。この状況でござります。

○説明員(上原美都男君) お答えをいたします。この事件は、去る四月十五日夕刻、大阪市内の市立労働会館におきまして「救え！北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク」、略称RENKと言われるグルーピーが北朝鮮の民主化を支援するという趣旨の集会を開催しようとしたところ、数十名の者が押しかけ、入場を妨害したり、あるいは

会場を占拠して大声でやじを飛ばしたり、机をたたいたり、会場内を混乱に陥れますとともに、会場設営をしておりました主催者側の者を取り囲み、罵声を浴びせながら体を密着させ押しつけるなどの暴行を加え、集会の開催が妨害されたといふ事案でござります。

警察といましましては、集会が多数の威力でもって妨害されるという民主主義社会の基本にかかわる事案でござりますところから、被害者の申告、目撃者の証言その他の捜査資料に基づきまして裁判官から令状の発付を得て、大阪府警が四月二十五日、朝鮮総連大阪府本部等八ヵ所の捜索を実施したものでござります。なお、本件については被害者側からも処罰を求める強い意思が表明されているところでござります。

お尋ねの捜索、差し押さえが行き過ぎでなかつたかという点でございますが、繰り返すことになりますが、そもそも捜索、差し押さえの必要性を疎明の上、裁判官から令状の発付を得まして、令状に記載された場所、物の範囲の中で適正に実施されておるところでございま

す。

○説明員(片岡義篤君) 京都の事案についてお答え申上げます。

今回の問題は、捜査において判断の根拠といったしました京都市の作成に係る公文書にあってはならない誤りがあつたということが原因で、捜査手続そのものにつきましては違法はなかつたものとはいうものの、結果としまして関係者の皆様に大きな御迷惑をおかけすることになりました。この点はまことに残念に思つておられる次第でござります。

京都府警におきましては、そのようなことか

だきましたほか、本部長みずから翌日早速記者会見を行ひまして、この結果について遺憾の意を表明しますとともに、文書でもつて関係者に遺憾の意を表明させていただいております。

警察厅におきましても、万が一もあるはずがないと考へておりましたこういった公文書による同種の事案の再発を防止するために方策があると見ておりまして、今後とも慎重な捜査を推進せよと強制捜査といふのは余りなかつたわけですね。本当に極めて悪質なもの除去してはそういうことはしませんが、なぜ一気にそういう強制捜査に入らなければならなかつたのでしょうか。何かそこに私は強制捜査といふのは余りなかつたわけですね。本当に極めて悪質なもの除去してはそういうことはしませんが、なぜ一気にそういう強制捜査に入らなければならなかつたのでしょうか。何かそこに私は

偏見があつたのではなかろうか、そういうことを思つてございますが、ここらはどうお考へしてまいりたいと考えております。

○説明員(片岡義篤君) 本件の強制捜査云々についてでございますが、本件は京都市役所からの公文書の回答などによりまして犯罪の嫌疑が認められるということで、諸般の事情から証拠品の隠滅、棄損が図られるおそれがあると判断されたた

め捜索、差し押さえを実施したものでございま

す。

○説明員(片岡義篤君) 本件の強制捜査云々についてでございますが、本件は京都市役所からの公文書の回答などによりまして犯罪の嫌疑が認められるということで、諸般の事情から証拠品の隠滅、棄損が図られるおそれがあると判断されたため捜索、差し押さえを実施したものでございま

す。

最近の国土利用計画法違反の検査状況を見てみると、過去三年で六十七事件を検挙いたしておりますが、そのうちの八四%が捜索、差し押さえ実施、いわゆる強制捜査で対処しておるというも

けです。もう一度とこういうことがあつてはなら

ないという気持ちでいっぱいです。

そして次に、これらの一連の事件が起きている中で、先般朝鮮総連の方で発表なさった中身は既に百二十四件、さまざまな事件が起こっている。とりわけ弱い立場の人たちに、女学生のチマが切られるとか、そういう事件が起こっているわけでございますけれども、百二十四件という総連のこの数、そして皆さん方が把握していらっしゃる数というのは何か聞きがあるようにはかの委員会で答弁していらっしゃいますが、どうして聞きがあるんですか。

○説明員(上原美都男君) お答えを申し上げます。

在日朝鮮人の方々に対するいわゆる嫌がらせ事案でございますが、被害届により警察が認知いたしましたものとして警察庁が報告書を各県警から受けているものは、先週末現在で十件でござります。

その形態といましましては、十件中七件が登下校中の女子生徒が列車内等におきまして衣服を切られたという事案でございます。そのほかに、男子生徒が日本人中学生から暴行を受けた事案が一件、自転車で下校中の女子生徒が何者かに石を投げつけられた事案が一件、塾帰りの女子生徒が自転車から通学かばんを盗まれた事案が一件ござります。

警察といたしましては、この種事案については必要な捜査を行い、申告のありました十件中二件については既に被疑者を検挙いたしました。この二件はいずれも南北朝鮮の核疑惑等を背景としたものとは考えられないということでございます。

すなわち、四月十四日、都内におきまして通学途上の東京朝鮮中高級学校の女生徒が列車内で制服を切られるという事案が発生いたしましたが、この事案につきましては、四月二十五日、警視庁において被疑者を検挙いたしました。取り調べの結果、政治的背景ではなく、いわゆる性犯罪の一つである必要ないと思つてます。何でやらぬでございました。また、五月十三日、千葉県内におきまして東京朝鮮第一初中級学校の男子生徒が

暴行を受けたという事案でございますが、申告に

基づきまして捜査をいたしましたところ、五月二十九日、日本人中学生の暴行の事実を確認いたしましたけれども、百二十四件という総連のことは非常に重要な件でございまして、格別の民族的背景はなかったというふうに理解しております。現在までそのほかの八件につきましては、被害届を受理し必要な捜査を推進中でございまして、格別の理由でございますが、警察が具体的に把握できることはやるわけではございません。

それから、警察庁では、民族的差別の背景の有無にかかわらず、この種事案の発生を防止することは非常に重要な件でございまして、駅構内における警戒の強化等によりこの種事案の予防、検挙に努めるよう指示を既におります。

今後ともこの種事案の未然防止に努めますとともに、事案が発生いたしました場合は厳正な捜査を行つて犯人の早期検挙に努める所存でござります。

○栗原君子君 私は余りにも数の差というのがひどいと思うわけでございます。そして、これは察

れば具体的にぜひ被害届を出していただきたいと申しますが、警視庁では、この種事案の発生に際しては、仮に違法行為があれば厳正に対処してまいります。ところでおきまして、こうした事案があ

るふうに思います。

ないよう最大の努力をすることをお約束していただけるかどうか、お願いします。

○説明員(上原美都男君) 警察は違法行為があれども、日本国憲法のもとで人権のとりでとして裁判所は捜索差し押さえ令状発付に当たっては人権上の配慮から慎重な判断が求められているわけですが、一般論としてでも結構ですけれども、最高裁判所の方にお尋ねいたしますけれども、日本国憲法のもとで人権のとりでとして裁判所は捜索差し押さえ令状発付に当たっては人権上の配慮から慎重な判断が求められているわけですが、一般的論としてでも結構ですけれども、最高裁としては令状発付についてどのようにお考えでいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(高橋省吾君) 委員御指摘のように、令状の発付といふことは国民の基本的人権にかかることであり、裁判官にとりましては、最も重要な職務の一つであると理解しているところであります。

○最高裁判所長官代理者(高橋省吾君) 先ほどお答え申し上げましたように、警察庁のことではありますから、法務大臣として、まして懲罰のことに關して「口を挟むべきじやないと考えております。ただ、過日の

余りいらないと思うんですけども、大臣はどうお考へでいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

の請求を受けた裁判官は、捜索、差し押さえがこれまで実施される者に対しても大きな負担を強いいることを十分認識した上で、請求者から差し出された資料を慎重に検討し、令状発付の要件

のと考へております。そこで、各裁判官ともその審査は十分に行つていても、それがわからぬのでございましたが、この調査をする、それから二度とこういう事件が起ころ

り、各裁判官ともその審査は十分に行つていても、それがわからぬのでございましたが、この調査をする、それから二度とこういう事件が起ころ

三

○説明委員(片岡義篤君) 京都の府警本部長におきましても、先ほど申し上げましたけれども、事案が発生しました後、翌日直ちに記者会見で、結果的に関係者に大変な御迷惑をおかけしたことにつきまして遺憾の意を表明しますとともに、六月十四日には改めてその気持ちが十分伝わるように文書で関係者に遺憾の意を表明しておるところでございます。

○栗原君子君 理解しろといつても理解できないんですけれどもね。

私は、こういう状況があつてのはほんとしているような状況というのは國民から信頼されない警察になつてくると思うんですね。だから、國民に対してきちんととした態度を表明することが何より信頼される警察になることであろう、こう思つておりますのでつけ加えておきます。

それでは次に、法務省の入管局長の通達、そして日本に長期滞在の外国人指紋押捺及び外国人登録証の携帯義務、こういったことについてお尋ねいたします。

一九三一年十二月二十七日に「書換え済み旧原票の回収について」、法務省はこの通達によつて回収された書きかえ済み旧外国人登録原票をどのように処理されているのでございましょうか。二年五月十九日の参議院の法務委員会の附帯決議に基づき、指紋原紙は廃棄すべきではないでしょか。このように附帯決議では書いてあるわけですから、私はそうするべきだと思っております。

また、外国人登録原票の指紋部分についてはどのように処理されているのでございましょうか。このように処理されているのでございまますけれども、これは新制度にかかる、私はそうするべきだと思つております。

過去にマイクロフィルム化された指紋を消去するところが自治体に保管されている書きかえ済みの登録票を法務省に集めるという通達を、これは昨年十一月二十七日に出しております。集めたものをさらにマイクロフィルム化すると言明しておりますけれども、これはなぜでございましょう

か。

○栗原君子君 なぜしなきやいけないのか、それがわからないんですね。漏れる漏れないじやなくて、どういう必要があるんですか。何を心配してそういうことをしなきやいけないんでしようか。諸外国でもこういうことをやつている例と

いますので、指紋原紙につきましては、改正法施行後登録証明書の切りかえが済んだものにつきましては法務省保管中の指紋原紙を定期的に廃棄することにしております。

現在のところ、平成五年一月八日から同年十二月末までに切りかえを行つた方の指紋原紙を集めました上で廃棄する作業を部内で進めております。平成五年分の廃棄予定数は約七万枚ございまます。平成五年の例を申し上げますと、これまで永住者の指紋原紙はすべて廃棄されることになります。

新制度移行に伴いまして新たな登録原票に書きかえた後の旧登録原票につきましては、これは登録外国人の過去の在留記録に関する立証を行うため必要でございますので一定期間分、一年ごとを予定しておりますが、取りまとめた上で市区町村から御本人の要請によりまして、自分たちの在留上の問題、あるいは相続だとその他の身分上の問題で過去の在留記録をチェックしてもらいたいということで照会が参ります。これが数千件に上つております。というぐあいで旧登録原票となりましてもしばらくの間、相当期間はこれが利用されるということがございますので保管しているわけでござります。

なお、外国人登録法に類する制度を世界でとつてゐる国は相当ござります。

○栗原君子君 それは指紋で相当数あるものかどうか。それから、そういう今のなさつておられることというのは参議院の法務委員会の附帯決議の精神に反していると思うか思わないか、お聞かせください。

○政府委員(塙田千裕君) 私どものしばらく前にした調査でござりますけれども、例えば手元の資料でございますが、外国人登録制度を実施しておられたかといふ御照会もあるわけでござります。

これはやはり法務省が責任を持ちましてマイクロフィルムという形で保管しているからその用に供するものであると私は思います。現にマイクロフィルムに文書を撮りまして、これを保管するところが行われておりますけれども、この中で永住者及び特別永住者について指紋押捺制度が廃止された状況になつております。

「法改正により指紋押捺を必要としなくなつた者の指紋原紙については、これを速やかに廃棄すること」とございまして、これは一年ごとに取扱いまとめ、速やかに廃棄するよう今取りかかっているところでございます。「また、それらの者の外国人登録原票の指紋部分については、今回の法改正の趣旨を踏まえ、今後の措置を速やかに検討すること」とござりますので、この意を体しまして私ども回収いたします。つまり市区町村において要らなくなつたものが散逸したり漏れたりするのないように法務省に集めまして厳重に保管するということが先ほど申し上げました実際の資料価値等も含めまして適切な措置だと思つております。

○栗原君子君 市町村から集めたものは廃棄しないでそのままでは現在の登録原票ができるだけおるわけでござりますけれども、過去のものにつきましては実際問題といたしましていろいろ問い合わせだとか、執務上あるいは利用者がこれを利用する機会が大変多うございます。

平成五年の例を申し上げますと、例えば市区町村から御本人の要請によりまして、自分たちの在留上の問題、あるいは相続だとその他の身分上の問題で過去の在留記録をチェックしてもらいたいということで照会が参ります。これが数千件に上つております。というぐあいで旧登録原票となりましてもしばらくの間、相当期間はこれが利用されるということがございますので保管しているわけでござります。

○栗原君子君 市町村から集めたものは廃棄しないでそのままでは現在の登録原票といふものであります。それとまたさらには、それをまたさらにはマイクロフィルムにして残すというところに問題が出ていて、ということでおこなつてございましょう。これに矛盾を感じませんか。どう思われますか。平行線なのかな、これは。

○政府委員(塙田千裕君) 先ほど申し上げましたとおり、旧登録原票といふものは古くなりましても新しいものに切りかえた場合でも過去の在留記録といふことで現実にいろいろ必要な必要があるわけでござります。現に御当人から、利用される方があらのときの自分の在留記録はどういうものであつたかといふ御照会もあるわけでござります。

これはやはり法務省が責任を持ちましてマイクロフィルムという形で保管しているからその用に供するものであると私は思います。現にマイクロフィルムに文書を撮りまして、これを保管するところが……。

次に、第一百二十三回の国会で外国人登録法の改正が行われておりますけれども、この中で永住者及び特別永住者について指紋押捺制度が廃止されました。しかし、永住でない長期滞在外国人、これは三十二万人と言われておりますけれども、に

と私は新宿区の区役所の方から聞きました。それまでは一ヶ月に二百人前後の相談であつたけれども、これが十月になりますと三百人になつて、それからもう月々日々上がつてきました。一月に四百人、三月に五百人、四月に六百人、五月には千二百人、一気に急増しているわけですね。区役所の方ではカップラーメンと乾パンを用意しています。そういうことをおしゃつておられました。

それから、本当に皆さん仕事がないわけですか。そして、病院にかかりたい人もたくさんおられるわけですが、ぜひこういった相談の窓口みたいたいものを、この省庁がやつてくださるのかわからないけれども、つくつてもらう必要があるよう私は思うんです。人権擁護を言っておられる法務省はこれに大きくかかわつていただきたい、こういうことを私は思つています。

そして、今、大臣が答弁くださいましたけれども、新宿には段ボールがずらつと夜並んでいます。その中で皆さんそれぞれ寝ていらっしゃるんです。私は身なりももつと汚いのかと思つたら、汚いと言つたら悪いんですが、汚れておられるのかと思つたら割ときれいな身なりをしていらっしゃるんですね。それから、国会の今の状況なんかすごくたくさん皆さんよく知つておられる。私以上に知つておられるんです。それは皆さんが捨てられた新聞を拾つてこられまして隔々まで読んでおられる。雑誌もよく読んでおられるんですけどね。だから情報はすごく持つておられるんですけども、私はこの状況をぜひ大臣に視察していました。私は身なりももつと汚いのかと思つたら、汚いと言つたら悪いんですが、汚れておられるのかと思つたら割ときれいな身なりをしていらっしゃるんですね。それから、国会の今の状況なんかすごくたくさん皆さんよく知つておられる。

○国務大臣(中井治君) 就任以来、きょうで四十日余りになりますが、実は国会の御日程等あります。して夜もほとんどどこにも出られない状況でござります。事務局からは外国人労働者の不法滞在の件を含めて新宿を一遍視察してほしい、こういふ要望もありますし、私も見に行きたないと考えているところでございますので、日にちがそれば先生の御要望の点、ホームレスの視察も相あわせ

てやつてまいりたい、このように考えます。

○栗原君子君 ゼひ約束をしていただきたいと思

います。

諸外国ではホームレスの問題というのがそれこそ社会問題になつてゐるんです。アメリカなんかでも膨大な予算をつけてこの対策をやつているわ

けでございます。日本もこのままほうつておいた

ら私は大変な状況になると思うんです。

全国各地から皆さん来ておられますよ。沖縄か

ら鳥取から島根からもいっぱい来ておられます。

そして、それは会社の方から言われて自分たちが労働者として働きに来て、ある日突然捨てられて

働くところがなくて、金がなくてここにいるん

だ、そういうことでございました。これは本当に日本にとつても大きな社会問題になると思います。

それで、近いうちに何とか時間をやりくりしてい

だいて、夜行つてください、夜、昼でなく。夜で

ないと段ボールでは寝ておられませんので。よろしくお願いします。

さて、時間も参りますけれども、最後になります。

実は、外国人の方が日本で徴用工として働いておられまして、戦後本国に帰られるときに会社側は地元の法務局に対してその外国人の労働者の賃金を供託しているわけでござります。これにつきまして、きちんとまだ名簿も残つておりますし、それからぜひ自分たちの働いた賃金だからお返しをいたします。

が、私は供託金のことについて、どなたが御答

えますが、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いをいたします。

が、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いをいたします。

が、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いをいたします。

が、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いをいたします。

が、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いをいたします。

が、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いをいたします。

が、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いをいたします。

济供託に関するものと思われますので、そういう観点でお答え申し上げます。

この弁済供託というのは、債権者が債務の弁済を拒んでいる場合、あるいは債権者が弁済を受領することができない場合、さらに債権者がだれで

あるかということを確知することができない場

合、こういった場合に供託をすることができる

ございます。

その規定を受けて供託に関する規定があるわけ

です。手続的に供託規則で詳細の規定を定め

ております。供託しようとする者は、その供託の種類に従つた供託書を供託所に提出して供託を

していただく。重要な事項といたしましては、供

託者が特定できるときは、その者の氏名、住

所、それから供託の原因事実、供託の金額、そ

ういったものが代表でございますが、そういう事項

を供託書に記載して提出をしていただく。その場

合に、今申しましたような弁済供託でござります。

○栗原君子君 だから、住所とか名前とかいいか

げんなどでは供託は受けることはできませんよ

ね。先ほどおつやいましたように、どういう理

由で供託を受けるとか、それから住所もきちっと

番地まで書いて、はつきりいつでも言われたら返

さります。

○平野貞夫君 新緑風会の平野でございま

すが、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いを

いたしました。

○栗原君子君 時間が参りましたけれども、どう

ぞ法務大臣を中心におられまして、また法務当局が

国民に信頼される省庁としてますます御活躍

なさいますように祈念を申し上げて終わりたいと

思います。

○平野貞夫君 新緑風会の平野でございま

すが、私は供託金のことについて、どなたが御答

えます。それで、時間も参りますけれども、お伺いを

いたしました。

○栗原君子君 時間が参りましたけれども、どう

ぞ法務大臣を中心におられまして、また法務当局が

国民に信頼される省庁としてますます御活躍

なさいますように祈念を申し上げて終わりたいと

思います。

○栗原君子君 時間が参りましたけれども、どう

ぞ法務大臣を中心におられまして、また法務当局が

国民に信頼される省庁としてますます御活躍

いろいろな方からこの問題について御意見をちょうだいいたしております。もとより、過般の当委員会におきましても、下稻葉先生からも御薦督を賜つたところでございます。この四十日余りの間に、たくさんの方の死刑廃止の願請の印刷をされたはがきもちょうだいをいたしましたし、また議員連盟の皆さん方からも御要請がございました。

も残酷に殺害をする、こういう事件が多発をいたしているわけであります。国民世論も、こういう事件を少しでも防ぐために死刑は制度として残していくべきだ、こういう方が五、六割いらっしゃる、このことを十分承知いたしております。

つきましては、法改正へ向けて検討を加えてまいりたいと考えております、要約しますとそういう所信になつております。

いと考えておりますので、御協力のほどをこの機会にお願いいたします。

○荒木清賀君 次に、定期借家権のことについてお尋ねをしたいと思います。

一般、借地法が改正になりまして、定期借地権

かきもちようだいをいたしましたし、また議員連盟の皆さん方からも御要請がございました。

私自身は、先ほど申し上げましたように、死刑問題につきまして、いろんな御議論を一つでも聞か

ますけれども、今後のこの法案に対する取り組み方としまして、この今の法案をそのまま四たび国

という制度が創設になりました。五十年以上の期間を定めることによりまして地主としては必ず土

○平野貞夫君 大臣の御心境はよくわかりますが、所信表明にもありましたように、最近の犯罪の傾向が凶悪化しているということと、それから暴力団関係の事犯というのが非常に多くなっているということ、そういったことからいたしましても法秩序維持というのは殊のほか難しくなつておるのではないかと思います。

いて画期的な政策を出された方でございます。どうかひとつ大臣も大臣就任中に、小さいことでいいのですので、これが中井大臣がやつたといううのをお残しいただいて頑張っていただきたいと思います。

終わります。

○荒木清寛君 私からは一点お伺いをしたいと思

た、一番最初出されましたとき、私自身は衆議院の議運の理事をいたしておりまして、この法案をどうするかをめぐつていろいろな論議をしたこと、を思い出しております。

当然、明治時代につくられた法律であります。もう今の時代に合わないことはもとよりござります。また、法制審議会におきましても長きにわ

後の住宅対策といいますか、その一つの目玉となるのがこの定期借地権つき住宅ではないか、それが私の考え方でござります。

うするとか、あるいは尊厳死をどうするとかといふ、そういう人間のあり方そのものにわたつての議論があるわけでござります。

刑事施設法案につきましては、被疑者の弁護に当たっております弁護士会から強い反対があるわけでございます。法務省におきましても、過去に過ぎません。

賜った問題でございます。

四ページでござりますけれども、「民事関係の立法につきましては、法制審議会の各部会において調査、審議を進めているところであります。」

私自身も非常にその点ではもうひととおり免強で、にやいかぬと思つておりますが、やはりどうしても現段階の我が国において、国家社会を構成するより多くの善良な人たちの自由を守るためにこま

三たびこの法案を国会に提出をいたしました。昨年、衆議院の解散によりまして三度目の廃案を迎えた、そういう経過があるわけでござります。その後、政権交代ということもあります。また、

う形で廢棄にならなかったものの間に、どうもかた生方から真剣な御議論をいただいた。また弁護士会からもいろんな御注文が出ておる、これらのことを見事に加味して対応していただき、このようこそ考え

云々とござりますが、この定期借家格としないでの提案につきまして現在の法務省、大臣のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。

だ存続を否定する状況でない。そして、それについて所管大臣が法秩序確立のためにきちっとした認識を持たれるということが必要だと思っており

昨年の十一月四日でござりますけれども、国連規約人権委員会が日本の代用監獄につきまして一つの意見を述べるということになりました。これ

私自身はまだ赴任して早々でありますし、今国会、大変厳しい日程の中で本日以来五つ六つの法

熱心に御提言をいただいておることを聞かせていただいており、また安く良好な住宅の供給を図っていくことが大きな政策課題である、この

○国務大臣(中井治君) 昨今の凶悪犯の多さといふのは本当に目を覆うばかりだと考えておりまます。特に、何の意味もなく多数の人を殺害しか

思つておりますが、そういう一つの変化があつたわけでございます。

させていただく、このことに全力を挙げております。この後、私自身の任期というものがあるものなら、十分また考えながら対応させていただきたい

る借家人の保護のあり方、建物の所有権と利用権の調整など難しい問題があろうかとは考えておりますが、良好な借地、借家の供給促進を図るた

指示が行われた場合に協議の取り消しを行うこととされておりまして、JR東日本が週刊文春六月二十三日号の発売の取り次ぎを行わないよう鉄道弘済会はに対して指示を行いました。鉄道弘済会はこれを受けて契約に基づきJR東日本管内における週刊文春の取り扱いを中止したもの、こういうふうに聞いております。

JR東日本から聞いたところでは、事実無根の記事をこの時期掲載することは当社の株主総会に対する妨害行為であること、それから意図的に捏造されたうわさや怪文書を何ら検証することなく掲載したことは当社に対する信用失墜を意図したものであり、名誉を著しく傷つける行為であること等の理由に基づくものであるとのことでございました。また、JR東日本は、現在株式会社文藝春秋に対し名誉棄損による損害賠償請求の訴えなど、法的措置を講ずることを準備中であるというふうに聞いております。

それから、東京スポーツ掲載の件でございまして、御質問の通告もいただきましたので調べまし

○先生先ほどお尋ねされましたように、五月二十五日、二十六日、二十七日号の「永田町の熱闘」と題する説明記事にJR東日本に關係した記事が掲載された、そして六月三日の同紙におわびの記事が掲載されたことを知ったわけでございます。それに至ります経緯につきましては、運輸省としては承知しておりません。

○斎正敏君　まだ調べてないですか。質問通告してから調べてない、こういう理解でいいですか。

○説明員 岩崎勉君 東京スポーツの件につきましては、新聞記事の内容のいわゆる当不當に関する当事者間の問題でござりますので、行政として調査する立場にはないと考えております。

○斎正敏君 やがては調べにやいかぬことになるのではないかと思いますが、調べてないというところはこれが本人がおわびの記事を載せたという

とによって一件落着している問題であるから、こういう理解ですか。それとも、こういう事案といふものはそもそも運輸省が、例えば事実であつたとしても、そういう言論弾圧というようなことがもしあつたとしても、そういうことについて監督したり指導したりするような立場はないということですか。どちらですか。

○説明員(岩崎勉君) 繰り返し申し上げて恐縮でございますけれども、いわゆる当事者間の問題でござりますので、行政として調査する立場にはないということでござります。

もう一点、先生言われました言論弾圧等々、これはいわゆる運輸省として判断すべき立場になつて、こう考えております。

○齋正敏君 じゃ、運輸省はJR東日本会社を監督している役所であるけれども、そういう中で出版物に対する言論弾圧事件があつたとしても、そういうことについては当事者間の問題であるから全く指導したりそういうことをしたりするようなことはない、そういうふうにお考えなんですか。

○説明員(岩崎勉君) 駅構内における新聞、雑誌の取り扱いというのは、各鉄道事業者あるいはそれに関係する事業者が主として営業的な見地から自主的、独自な判断で行つているものでござります。運輸省としては、そういう事案に関しまして規制、指導等を行つてはいるのではないかということでござります。

○齋正敏君 じゃ、もうそういう言論弾圧事件とおぼしきものがこれからも起つたとしても、そういうことについて運輸省という立場で何らやらぬことなどございません。

○説明員(岩崎勉君) キヨスクというところは、これはJR東日本が五一%、鉄道弘済会が四九%出資の会社であつて、ここで販売が担当されているわけですねけれども、鉄道弘済会が財團法人としてキヨスク各社の仕入れを一括担当している、こういうようなことになつてゐるわけなんです。いずれにしても、これは鉄道弘済会にしてもそうですし、それからJ

R 東日本はもぢろんのことですけれども、極めて公益性の高い団体なんですね。それについて運輸省が、そこで言論弾圧事件というものになつたり、また刑法の脅迫罪とかそれから強要罪とかそれから威力業務妨害とか、そういうものに相当するようなことがこれから起つたとしても、もう現に起つていて私は判断しているわけですから、そういうものについても全然関知しない、こういうことですか。

じゃ、どこの役所がそれを閲知するんですか。

○説明員(岩崎勉君) 言論弾圧かどうかといふことにつきましては、繰り返し申し上げて恐縮でございますけれども、運輸省は判断する立場にないということをございまして、いわゆる司法の場等での判断を待つべきものと考へております。

今回の、特にキヨスクのことについて申し上げますと、販売取り扱いの中止といふのは行政命令や行政指導の対象となるものとは考へておりませんけれども、販売中止の及ぼす社会的影響を考えて冷静に対応すべきものと考へて、その旨東日本に伝えているところをございます。

○齋正敏君 運輸省がやらなければやる役所はないと思うんですよ。だから、それはやっぱり事実かどうか調べてしっかりと監督指導するということをお願いしたいと思います。

新聞などを見ますと、新聞ではこの週刊文春のことが特に報道されているんですが、「週刊文春 VS R 東日本」というようなことで、ある新聞に識者の意見としてこういうようなことが書かれております。「出版の自由は、読者の手に出版物が届くまでの、出版流通の自由も含まれると考えられると、指摘する。シエアの大きい鉄道弘済会には、読者の「読む自由」も尊重する責任がある」、「また、検閲を禁止する精神から言えば、国に準じるような公共的機関が、事前に内容をチェックし販売拒否を弘済会に命じることは不当だ」、「裁判になつた場合、争点になるのは、「特別の指示」に違法性があるかないかだろう」、こういうような指摘をされ、「法律論を離れて、今回のよう

な実力行使はアンフェアだと思う。公共性の高い機関であれば、常に批判されることは覚悟しなければならない。間違った批判であれば、法に基づいて、販売差し止めの仮処分を申請するなり、損害賠償を求めるのがルールだ」と、こういうふうに書かれています。

別の識者の方は、「公共性の強い法人が、不都合なことを書かれたからといって、自己の影響下にあるものに圧力をかけて販売を拒否させるのは、大資本がしつべがえしをしているようなものだ」と指摘しておられる。さらに、文芸春秋と鉄道弘済会との契約の中に、契約を取り消せる条項があることについては、「取り消しができる理由の中には報道の自由を制約することは含まれていないはずだ」というようなことも言っておられるわけで、これが識者の意見でありますからぜひ参考にして今後も指導してほしいと思います。

きょうの新聞なんかを見ますと、JR東日本の松田昌士社長は、関係する労働組合の大会に出席して、その場所で「週刊文春は三流の週刊誌と認定した。我が駅では永久に販売しない」、私は暴言ではないかと思いますが、こういうことを言っている。これは事実かどうかは、きょうの新聞報道だけですから、私が特段調査したわけではありませんが、こういうことも新聞に報道されております。これは私は極めて公共性の高い特殊法人、それからまた財団法人による言論弾圧事件、こういうものとして監督する運輸省が厳しくこれに対処すべきだというふうに思うんです。

今ほど私が識者の意見とかきょうの社長の発言が報道されている新聞記事とか、こういうものを幾つか紹介しましたけれども、私どもは監督する立場にないなどという能天気なことを言うんじやなくて、しっかりと監督、指導するということを明言してください。

○ 説明員（岩崎勉君） この問題は、基本的にはいわゆる商取引契約に基づく問題、そしてそれにかかる法律的な問題ということで、運輸省がコメントすることは差し控えさせていただきたいと思

います。

ただ、先ほども申し上げましたように、その社会的影響ということを考えますときに、冷静に対応すべきものと考えておりますと、その旨東日本には伝えてございます。当事者間の今後の対応、それにはかかる司法等の場における判断というものを見守りたいと、こう思います。

○齋正敏君 大臣、直接担当ということでお聞きしているわけではありませんけれども、まあ閣僚ですからこれは憲法遵守、それから先ほど言いました商法の問題とか、それから刑法に関することになれば所轄の大臣ということになります。憲法問題については所管でないかもしませんが、いずれにしても閣僚の立場で結構でございます。

今ほど運輸省の担当者の人と私の方でいろいろやりとりがありましたけれども、最初の方でお聞きしたときは非常に大事な問題だと思って、週刊誌も読んだというふうに言わされました。こういう公共性の高い機関による私は言論弾圧事件と思うのですが、こういうものが現に発生してこれからもずっと続していくような様子だということについて、所感をちょっと述べていただけますか。

○國務大臣(中井治君) この問題が起きましたときに、契約というものがどうなっているんだろう、このことを一番最初に思い浮かべたわけであります。が、今運輸省の方から東日本キヨスクとの契約ということで御説明を受けました。

いろんな思いは持たないわけではありませんが、十七日に週刊文春の方から仮処分申請が出された、このように聞いております。司法の手にかかるものについて、まことに恐縮ですが、法務大臣としてこの場でコメントを言うのは差し控えさせていただきたい、このように考えていました。

○齋正敏君 事実関係について先ほど一応おつやつた。それから、それについての今後の指導のあり方についても非常に消極的な御発言でありましたけれども、このことが言論弾圧事件として

今後さらに発展していくことになつた場合、そういう場合にはやはりこの場で私ももう一

回、法案の審議の機会がありますから、きょうでありますから、そういう機会にはぜひさらに質問したいと思うんです。

課長さん、あなたの発言を聞いていると非常に何か後ろ向きであるばかりでなくて逃げ腰であるといふうに思うんですよ。もう少し上の方の人

を今度出していただきて、もしもこれで終われば別ですよ、この件が静かに消えていくというふうな話になれば別ですが、いよいよ火の手が大きくなつて話がどんどん大きくなつていくというよう

な場合には、次回にはもっとちゃんと責任ある、大臣を出せとは言いませんけれども、言って

もダメになるかと思いますから言いませんが、

もつとかかるべく人を出してちゃんと答弁できる

ようにすると、こういうことを答弁していただけますか。

○説明員(岩崎勉君) 先生がまたさらに御質問されるということがありますならば、ちょっと仮定の議論で恐縮でございますけれども、できる限り対応させ

ていただきたいと思いま

す。

○齋正敏君 終わります。

○紀平悌子君 中井法務大臣の就任のございさつということで、御所信の一端というか、重要な部分をお述べいただきました。熟読いたしましてす

べての面において御質問を申し上げたいというところでございますが、私のこの法務委員会におきましては、きょう往復十三分でございます。いつも時間との闘いでいたしますので、どうぞ御答弁を、非常に御丁寧なようこのほど拝察いたしましたが、簡にして要といふところでひとつお願ひをしたいというふうにまずもつてお願いしておきます。

去る六月十四日の朝日新聞の朝刊でございます

が、衆議院議員全員に対して質問というかアンケートと申しますが、それがございました。ごらんになったと思いますが、一面どころか両面とつて、中井法務大臣のところを拡大してまいりました。解散について、不信任案について、政界再編について、区割り案について、税制改革、地方分権、不戦決議、憲法改正、死刑問題、こういうふうな一言ではなかなか答えにくい課題だったとは思いますが、そのお答えのところは「閣僚の間はこのような調査は一切受けない」というふうなお答えが出ておったわけだと思います。

これは大臣の御意思でそういうふうにお書きになつたものでございましょうか。

○國務大臣(中井治君) 私の事務所へ朝日新聞から面接調査、アンケートの依頼があったと聞かれています。その後、夜中に一、二度私のところへ電話がかかってまいりましたけれども、私もそれをつぶさに読んでまいりました。その後、夜中に一、二度私のところへ電話がかかってまいりましたけれども、私もそれをつぶさに読んでまいりました。

○紀平悌子君 実は、國民にとりましては、法務行政というかそれをつかさどる法務大臣のいわば憲法感覚と申しますか、非常に注目すべき部分でございます。

この設問の中には多くのいわゆる日本国平和憲法に関する人権と平和とということを踏まえました

刑問題につきましては、先ほど同僚議員からの御質問がございましたが、本音の部分を言つていただきたいとはとても御無理な質問だと思いますけれども、例えば後藤田元大臣、それから永野前大臣、それぞれ性格というか、何となくわかるといふところがございました。中井法務大臣におかれではどのような憲法感覚をお持ちかといふところがございました。きょうは、中井法務大臣個人と言つても個人ではないんですけれども、できるだけ私の心にも伝わるような御返事をいただきたいと思って申し上げます。

まず、死刑についてでございますけれども、この問題につきましては、即時廃止、それから仮釈放を認めない終身刑等への置きかえ、現段階での執行停止を行い、その間に議論を深める、それから死刑存置、いろいろな議論があるわけなんですねけれども、法務大臣はその中でどれかといえばどちらに近いという程度はいかがございましょうか。

○國務大臣(中井治君) 簡単にといふことでござりますので、一番最後の答えに近いのであろう、このように考えております。

○紀平悌子君 次に、命の問題とかかわりますので、少し死刑とは問題が違いますけれども、脳死の問題でございます。これは現在衆議院の方で議員立法で本会議においてそろそろ趣旨説明もあるというふう伺っておりますので、割合にというより非常に重要な問題がどんどん進んできているように思いますので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

いわゆる脳幹の死を人間の死と認めて法的に処理を進めていかどうかということが問題でございます。脳死状態にある患者の入院料を家族が負担するのか、それとも民間医療保険等でカバーするのかなどといいういろんな問題もその辺では生じるわけなんですけれども、それにも増して一律に患者の死が生命維持機を停止するという形で早められるというふうな危険も感じられるわけです。このことはほかの医療の問題とも大いにかかわる問題なんございますけれども、やはり私は心臓の停止ほど脳死の場合は死の寒感が乏しいような気が、私見でございますが、思うのでございますが、その点いかがございましょうか。

○国務大臣(中井治君) この問題、私どもの党内でもさまざま論議を今日までしてまいりました。私は一度も意見を申したことではありません。それは、こういう問題が法案として提出をされる社会的情勢、背景、よく承知をいたしております。しかし、私個人の問題で言えば、私の父親は脳溢血、脳梗塞を五回やりまして、最終十四年間ほど実は植物人間で寝たきりで我が家で看病いたしました。そのことを思いまと、なかなか一概に脳死を死として受けとめる、このことは私個人の感情としてはできにくい、そういう実感であります。

○紀平悌子君 所信の四番目に人権擁護行政について述べておられます。

いわゆるいじめの問題、このことは「中でも、臣自身が言つておりますので、非常にこの問題を重視していただいているということを感じて甚だ同感の思いでございます。

これは将来を負うべき子供たちの人権の問題であります。あるだけに、委員会で法務大臣がおかわりになるたびにこの質問を大体申し上げてまいりました。最も急がれる問題の一つではないかというふうに思いますが、人権意識の啓発と再発の防止、被害者の救済等が七千三百校、発生の件数は二万三千件にもいじめ件数が上っているわけなんです。もちろん、その中にはもう口にもしたくないわゆる子供の自殺行為、死の意味もまだわからない、生の意味もわかつていない子供たちの痛ましい自殺、あるいは他殺と思われる行為、そういうことが発生しております。

これは何とか、国際的にも子どもの権利条約というものが承認をされ批准、発効しております。わけでございますので、これを空文に終わらせることが、児童、子供の利益をどうやって守つたらいいかということはいろいろ啓發をします、あるいはこういうことを指示しておりますといふことだけではなくて、窓口をぜひ法務省につくつていただきたいということをお願いし続けてまいりましたけれども、いかがございましょうか。

○國務大臣(中井治君) 御指摘のとおり、本当に憂慮すべき状況だと考えております。

今、我が国は朝鮮半島、特に朝鮮民主主義人民共和国の核開発問題につきまして非常に瀕戸際といたがたいといふことをお願いし続けてまいりましたけれども、いかがございましょうか。

これは外務省の御見解でございますが、核兵器の使用が国際法上必ずしも違反とはならないといふ見解をお持ちでございました。これは過去形で申上げていいのか、実はまだ内部ではそのことは変わっていないようだというふうな情報も得ております。一応このことは文書から削除されましたがけれども、しかし外務省の中では変わっていないといふに伺うわけでございます。核兵器の使用を許すということは他の武器の使用も肯定するといふふうにつながりますので、この考え方どちらかぬといふよりも被爆国日本の憲法を踏まえた問題としてゆゆしい一つの雰囲気だと思ふんです。あえて雰囲気といふふうに申し上げておきます。これについて、一言御見解を伺います。

○國務大臣(中井治君) 問題の点につきましては、外交上の専権事項であった、そしてその中で法律だけを解釈すればああいう答えの仕方もあるのかとは私自身もわからないわけではあります。

しかし、日本人のだれしもが抱く感情として、受けたわけありますが、少年鑑別所あるいは少年院と言われるところの収容数がかなり減つております。

同時に、就任をしましていろんなレクチャーやお話を伺つたときに、このように考へておられるのが事実でございます。この間の事情も聞きました。

これは将来を負うべき子供たちの人権の問題であります。あるだけに、委員会で法務大臣がおかわりになるたびにこの質問を大体申し上げてまいりました。最も急がれる問題の一つではないかというふうに思いますが、人権意識の啓発と再発の防止、被害者の救済等が七千三百校、発生の件数は二万三千件にもいじめ件数が上っているわけなんです。もちろん、その中にはもう口にもしたくないわゆる子供の自殺行為、死の意味もまだわからない、生の意味もわかつていない子供たちの痛ましい自殺、あるいは他殺と思われる行為、そういうことが発生しております。

これは何とか、国際的にも子どもの権利条約というものが承認をされ批准、発効しております。わけでございますので、これを空文に終わらせることが、児童、子供の利益をどうやって守つたらいいかということはいろいろ啓發をします、あるいはこういうことを指示しておりますといふことだけではなくて、窓口をぜひ法務省につくつていただきたいといふことをお願いし続けてまいりましたけれども、いかがございましょうか。

○國務大臣(中井治君) 御指摘のとおり、本当に憂慮すべき状況だと考えております。

今、我が国は朝鮮半島、特に朝鮮民主主義人民共和国の核開発問題につきまして非常に瀕戸際といたがたいといふことをお願いし続けてまいりましたけれども、いかがございましょうか。

これは外務省の御見解でございますが、核兵器の使用が国際法上必ずしも違反とはならないといふ見解をお持ちでございました。これは過去形で申上げていいのか、実はまだ内部ではそのことは変わっていないようだといふふうな情報も得ております。一応このことは文書から削除されましたけれども、しかし外務省の中では変わっていないといふに伺うわけでございます。核兵器の使用を許すということは他の武器の使用も肯定するといふふうにつながりますので、この考え方どちらかぬといふよりも被爆国日本の憲法を踏まえた問題としてゆゆしい一つの雰囲気だと思ふんです。あえて雰囲気といふふうに申し上げておきます。これについて、一言御見解を伺います。

○國務大臣(中井治君) 問題の点につきましては、外交上の専権事項であった、そしてその中で法律だけを解釈すればああいう答えの仕方もあるのかとは私自身もわからないわけではあります。

しかし、日本人のだれしもが抱く感情として、受けたわけありますが、少年鑑別所あるいは少年院と言われるところの収容数がかなり減つております。

同時に、就任をしましていろんなレクチャーやお話を伺つたときに、このように考へておられるのが事実でございます。この間の事情も聞きました。

え、国会の御議論、そして閣議での御議論の中で、あの文章が削除されて、国民の感情問題にのつて、また国民の間でも政治改革、行財政改革、これが非常に議論されております。私は一番改革が必要なことは、やっぱり三権分立の一つの柱である司法改革というものをこの際やるべきではないかといふふうに思いますが、以上の点について大臣から一括したお考えをお聞かせください。

○國務大臣(中井治君) 二権司法という言葉についてはかねてから聞いております。

そこで、結論的にお聞きしたいのは、現在国会で、また国民の間でも政治改革、行財政改革、これが非常に議論されております。私は一番改革が必要なことは、やっぱり三権分立の一つの柱である司法改革というものをこの際やるべきではないかといふふうに思いますが、以上の点について大臣から一括したお考えをお聞かせください。

○國務大臣(中井治君) 二権司法という言葉についての国民が余り裁判といふものに持ち込むというのを嫌うということがあります、また同時に、持ち込んだら絶対白か絶対黒かという決着を求めるかとは私自身もわからないわけではあります。

しかし、日本人のだれしもが抱く感情として、また日本人が持ち続けなければならない理念として、ああいう返事を出すべきじゃなかつたと考

ころを感じております。

私自身の出身地は二市二郡、人口十七万であります。戦後五十年間、弁護士さんは一人しかおりません。逆に弁護士さんの仕事を私どもがしているみたいなどころも時々感じるところもございます。

また、三審制度がありまして、日本の三審制度は最高裁判までいろんな形でいく、事件が報じられて裁判は意外と長引くんだというイメージを持たれておる、こんなところもあらうかと思います。司法試験が難し過ぎてなかなか弁護士さんの数が全国に十分なほど足りない、こういったところもあります。

しかし、裁判所の制度そのものについては、これはもう全く独立した機関でありますから、法務大臣としてお答えをさせていただくのは控えたい、こんなふうに考えております。

○安恒良一君 肝心の結論のところを一つもお答えになりませんが、私は、今政治改革それから行財政改革というのが国会でも、また国民の間でも非常に議論になるが、司法改革というのをやつぱり大きく柱にする必要がありはしないかと。あるかないかだけ答えてください、時間がありませんから。

○國務大臣(中井治君) 確かにおっしゃるところはありますかと思います。行政改革という面からこれを言うのがいいかどうかはわかりません。ただ、私は就任をいたしまして事務当局にお願いしましたのは、法の根幹を預かっているわけですから、朝令暮改というのはますから、しかし社会の変化というのは大変激しいものがある、これに柔軟に対応できるような法曹三者の話し合い、こういったものを考えてこれと申し上げておるところでございます。

○安恒良一君 そこで、二割司法を解消するためいろいろ質問したいんですが、時間がございませんので私はその中で一つ法律扶助だけに絞つて

お聞きをしたいんです。

国民は日常生活の中であつととした紛争や問題を抱えまして、法律家の意見を聞きたいとか裁判所による司法的救済を求めたい、こういうことを考へるんです。例えば、その場合には、そこに一覽表を差し上げておきましたが、イギリスではリーガルエード法という法律がございますし、アメリカではリーガル・サービス・コーポレーション法等々がございまして、法律事務所にかけますと費用は無料かわずかで法律的援助を受けたり裁判を起こしたりするような充実した制度があります。

これはドイツやフランスやその他、ここに一表を差し上げておきましたとおり、非常に各国では整備をさせていまして、国が年間数百億の支出をしております。しかもこれは法律的裏づけをもつて法律として行われているんですが、大臣、日本の場合には余りにもお粗末ですね。ここに一番最後に日本も書いておきました。それから、国民は一円なんです。韓国では十五円。ですから、私は扶助制度が日本では余りにも貧弱だと。国が出しているのが年間一億八千万円程度ですね。足りませんから弁護士さんの会の援助とか寄附金を合わせて細々と運営されているのが今日の実情である。

そこで、少なくとも我が国がおくれていることはもう一目瞭然でありますから、経済大国でもありますね、したがつて国民に開かれたわかりやしない親しめる司法制度をつくる、実現のためにはまず法律が保障している市民の権利利益の保護のために一刻も早く、大臣、この法律扶助制度だけは法律の裏づけのある国家的制度として実現をされなければなりませんね、したがつて国民に開かれたわかりやしない親しめる司法制度をつくる、実現のためにはます。

○國務大臣(中井治君) 日弁連等の御協力をいただいてこの制度がおいおいと利用者がふえてきて

おること、先生のおっしゃるとおりであります

て、昨年は五千件を突破したと聞いております。このあり方につきましては、法務省内部と日弁連及び法律扶助協会とでいろんな勉強会を続けてまいりました。国会の御議論を踏まえて、今回の予算におきましてこれを勉強会から研究会にして一層前進をさせていこう、こういうことで予算審議をお願いいたしていいるところでございます。予算

通過後、先生の御意見も体して、できる限り充実した制度、そういったものができるよう努力を続けていきたいと考えております。

○安恒良一君 大臣、勉強会、研究会も結構ですが、私はもう少し前向きに取り組まれる必要があるんじゃないかと思います。

例えば、この一覧表は私がお役所にお願いしてつくつてもらつた。この元は国立国会図書館の調査室であるとか、法務委員会の調査室等に数カ月にわたつて私が勉強させていただいて、これを役所につくつてもらつたんですね。

私は役所に聞いたんです。あなたたちは例えば国民一人当たりたった一円にしかならないのを、役所と大蔵省と交渉するときに、こういう一覧表をつくつて余りにも日本はお粗末じやありませんか、経済大国で国民一人当たりたつた一円ですと、こんなことをやっておられるんですかと聞いたら、そんなことはやつてないんですよ。だから、研究も十分だと思いますが、私はやはり具体的に踏み出していかなきゃいかぬと思うんで

す。

そこで、もう時間がありませんが、私は日本の扶助制度が非常におくれていてる原因は、一つは援助条件が厳格過ぎる、二は償還するのが原則になつていて、三番目は訴訟援助へ偏りすぎている、四番目は刑事案件が除外されている、それから五番目は今申し上げた公的資金が圧倒的に不足している、さらに扶助事件の報酬が安いために弁護士さんも熱意ある一部の人を除いてやりたがらない、こんな課題がたくさんあると思います。

○國務大臣(中井治君) 過日から衆議院におきましても熱心にこの議論がなされまして御理解をいただき、そして充実させろ、また先生御指摘のように法の裏づけで補助金じやなしにきちっとお金を出していく制度にしろと。また、五点ほど現行の問題点についての御指摘もございました。これらを踏まえて、研究会で結論あるいはまたよりよい方向への議論を急いでいただくよう努力をいたしてまいりたいと考へております。

○委員長(猪熊重二君) 本日の調査はこの程度に

大臣、こういう問題についてどうお考へで、今後少なくともまず大きくやらなきゃならぬことはなっているんですが、日本ではそうならないんですね。補助金行政ですね。そのところをどうするかという考え方を聞かせていただい

て、私の質問を終わります。

○政府委員(覚康生君) ちょっとと事務的なことを御説明させていただきます。

委員御指摘のとおり、現在法律扶助制度は財团法人法律扶助協会に対する補助金を交付するという形において當まれております。現在、国の財政事情が極めて厳しい状況にございまして、特に補助金の問題に対しては政府全体としては厳しい抑制の方針がとられています。現在、国の財政事情が極めて厳しい状況にございまして、特に補助金の問題に対しては政府全体としては厳しい抑制の方針がとられています。現在、国の財政事情が極めて厳しい状況にございまして、特に補助金の問題に対しては政府全体としては厳しい抑制の方針がとられています。将来の法律扶助についてどのような制度にすべきかということは、ただいま委員が各種の要因を知り得ました。この法律扶助制度は財團法人法律扶助協会が運営する制度であります。補助金については法務省の官房及び財政当局の理解を得まして毎年その拡大に努めておりました。補助金の問題に対しては引き続いてそうした努力を続けてまいりたいと考えております。

法務省の法律扶助についてどのよな制度にすべきかということは、ただいま委員が各種の要因を御指摘になられましたことも含めまして、我が国

の司法制度全体の中で適合性のあるものがどういふうものかということについて法務省として本格的に取り組むという研究会を設け、この研究会に御指摘になられましたことも含めまして、我が国

の司法制度全体の中で適合性のあるものがどういふうものかということについて法務省として本格的に取り組むという研究会を設け、この研究会に御指摘になられましたことも含めまして、我が国

の司法制度全体の中で適合性のあるものがどういふうものかということについて法務省として本格的に取り組むという研究会を設け、この研究会に御指摘になられましたことも含めまして、我が国

の司法制度全体の中で適合性のあるものがどういふうものかということについて法務省として本格的に取り組むという研究会を設け、この研究会に御指摘になられましたことも含めまして、我が国

の司法制度全体の中で適合性のあるものがどういふうものかということについて法務省として本格的に取り組むという研究会を設け、この研究会に御指摘になられましたことも含めまして、我が国

とどめます。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

○委員長(猪熊重二君) ただいまから法務委員会を開いたします。戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中井法務大臣。

○国務大臣(中井治君) 戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、市区町村における各種事務にコンピューターシステムが導入され、その一層の拡大が図られている現状にかんがみ、市区町村長が処理する戸籍事務について電子情報処理組織を使用して取り扱うことができるようになるとともに、戸籍の付票について磁気ディスク等をもって調製することができるようになります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一に、法務大臣の指定する市区町村長は、戸籍事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うこととしております。この場合には、戸籍は磁気ディスク等をもつて調製することとし、これに伴い、戸籍または除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面によりすることとしておられます。

第二に、市区町村長は、戸籍の付票を磁気ディスク等をもつて調製することとができることとし、

これに伴い、現行法における戸籍の付票の写しにかえて戸籍の付票に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができるとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(猪熊重二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

○下福葉耕吉君 政府は、民事行政審議会の電子情報処理組織を用いて戸籍事務を処理する制度の導入に関する答申、本年一月三十一日、に基づいて本法の改正案を提案されたと思うのでございます。

社会の進展に伴いまして、今、大臣の提案理由の説明にもございましたように、行政サービスの向上を図ろうというふうなことで、そのためにはコンピューターを導入しようとするとともに、戸籍の付票について磁気ディスク等をもって調製することができるようになります。

ただ、そういうふうなことで、法案の内容並びにそれに基づいて実施しようとする戸籍事務の問題につきましてさまざま難点と申しますか、とにかくございまして、なるほどなど、こう思っているわけでございます。

この法律案の要点を申し上げます。

第一に、法務大臣の指定する市区町村長は、戸籍事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うこととしております。この場合には、戸籍は磁気ディスク等をもつて調製することとし、これに伴い、戸籍または除かれた戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面によりすることとしておられます。

第二に、市区町村における各種事務にコンピューターシステムが導入され、その一層の拡大が図られている現状にかんがみ、市区町村長

もともと私は戸籍事務というものは国の事務だと思っているわけですが、市区町村にコンピューターが導入されたので、それにかんがみとおやりなるのなら取りかかるべきなんですか、この提案理由の最初を読みますと、「その一層の拡大が図られている現状にかんがみ、」云々とありますか、他力本願といいますか、もともと国の事務であつて、国が一生懸命そういうふうなことをおやりなるのなら取りかかるべきなんですか、この提案理由の最初を読みますと、「その一層の拡大が図られている現状にかんがみ、」云々とありますか、他力本願といいますか、もともと国

の事務であつて、国が一生懸命そういうふうなことをおやりなるのなら取りかかるべきなんですか、この提案理由の最初を読みますと、「その一層の拡大が図られている現状にかんがみ、」云々とありますか、他力本願といいますか、もともと国

の改訂が次々出でますが、やはり何かそういうふうな感じが受け取れるんだけれども、きょうではございません、あしたかあさつてごろ審議する法律案につきましてもそういうような印象を受けるのでございますが、いかがでござりますか。

○政府委員(瀧崎恭生君) 大臣も申し上げましたように、戸籍事務というのは機関委任事務として市区町村長に担当していただいているわけでござります。このままではございませんと申しますと、戸籍法の規定自体において、戸籍事務の処理については「法務局又は地方法務局の長がこれを監督する。」というような規定ぶりになつていて、それでございます。

○国務大臣(中井治君) 先生御指摘のように、戸籍事務そのものは本来国の業務であります、市区町村長にこれを委託して日常お取り組みをいただいているところです。

市区町村におきましては約八八%ぐらいが既にコンピューターを導入いたしております。住民基本台帳事務等がこれによつて行われているわけござります。このままではございませんと申しますと、市区町村長さんにおいて、大変な御要望の中、見切り発車してでも戸籍のコンピューターというものをやつしていくという方向で、実は出てくるんじゃないかな、私どもはそんなところまで心配もし、また強い御要望もいただきまして、大変難しい問題のあるこのコンピューター化でござりますので、国の方で統一した基準、方向、こういったものをつくつたり、法律の名のもとによつて全国統一した形でコンピューター化をしていただき、結果、事務の迅速化、行政サービスの迅速化、こういったものに貢献したいと考えております。

○下福葉耕吉君 この法律案の要点の第一にも表現につきましても、感情的にと申しますか、そういう面で見ますと申しわけないような気もします。

今御指摘の法務大臣の指定ということにつきましても、これは、今、大臣が申し上げましたよ

うように、戸籍事務というのは機関委任事務として市区町村長に担当していただいているわけでござります。このままではございませんと申しますと、戸籍法の規定自体において、戸籍事務の処理については「法務局又は地方法務局の長がこれを監督する。」というような規定ぶりになつていて、それでございます。

そこで、そういうふうな意味の締めくくりといふことをも含めまして、この戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案につきまして御質問いたしたいと思います。

まず第一に、大臣の趣旨説明によりますと、

「この法律案は、市区町村における各種事務にコンピューターシステムが導入され、その一層の拡大が図られている現状にかんがみ、市区町村長

ただ、読み方によつては、法務大臣が上から指定してやるぞ、そうしたらおまえのところはやつてもいいぞ、こういうふうにも受け取れないとも限らないんですが、その辺のところが、今まで法律案につきましてもそういうような印象を受けるのでございますが、いかがでござりますか。

ただ、読み方によつては、法務大臣が上から指

定してやるぞ、そうしたらおまえのところはやつてもいいぞ、こういうふうにも受け取れないとも限らないんですが、その辺のところが、今まで法律案につきましてもそういうような印象を受けるのでございますが、いかがでござりますか。

ただ、読み方によつては、法務大臣が上から指定してやるぞ、そうしたらおまえのところはやつてもいいぞ、こういうふうにも受け取れないとも限らないんですが、その辺のところが、今まで法律案につきましてもそういうような印象を受けるのでございますが、いかがでござりますか。

ただ、読み方によつては、法務大臣が上から指

定してやるぞ、そうしたらおまえのところはやつてもいいぞ、こういうふうにも受け取れないとも限らないんですが、その辺のところが、今まで法律案につきましてもそういうような印象を受けるのでございますが、いかがでござりますか。

ただ、読み方によつては、法務大臣が上から指

をさせていただきてやつていただき、こういうことではございますので、法文の表現上はそういう御指摘のような感じもあるかと思いますが、御理解を賜りたいというふうに思います。

○下稻葉耕吉君 繰り返すようですがれども、国がある程度の基準を示してやるのはもちろん結構ですが、実際おやりただくのは市区町村でござりますので、それはむしろ法務省の方がお願ひしてやつてもらつて、しかし全国的にある程度の統一した基準を示さなくちゃいけないのでこういうふうなことですという趣旨というふうに私は受け取りたいんですが、いかがでございますか。

○國務大臣(中井治君) 先生のおっしゃるとおりでございまして、法務省が市区町村にこれをやらしてやる、あなたのところはいい、悪いと、そんなことを言うつもりは毛頭ございませんで、十分先生の御趣旨を体してできるようにやつてしまりたいと考えております。

○下稻葉耕吉君 そこで、今度はバックアップのために磁気ディスクを、それぞれの市区町村で戸籍をインプットしましたディスクを地方法務局の方へ出していくだくということになつておりますね。

それについての予算措置はしてございますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 結論から申しますと、法務局に提出していくだく磁気データの経費、これは市区町村でコンピューター化後の事務処理としてコンピューターを動かして事務を処理していくだけ経費の中にも含まれるものということで、特段の措置はしておりません。

これは現在でも戸籍の正本と副本を備えることになっておりまして、副本は法務局に送つてもらうということになつております。この趣旨は、火災等で市区町村で戸籍が滅失してしまったような場合にそれをバックアップするという趣旨で副本を送付いただいているわけでございまして、今回コンピューター化した場合のテーブも、これはそういう副本にかえて同様の趣

旨で法務局に提出していただきて法務局で保管するということでございまして、いわば戸籍情報のバックアップのためのものでございますので、どうか御理解を賜りたいと思います。

○下稻葉耕吉君 民事局長、答弁が非常に親切なのはいいんですが、時間がかかり過ぎますので、ひとつよろしくお願いします。

それは従来もそつたんです。だから、今度はそれが磁気にかわるから、従来と同様だからいだらうという発想は、僕はちょっとストレートにいただけないんですよ。やはりそういうふうなことについて、法務省ができるだけ面倒を見て差し上げるという姿勢だろうと思うんですね。

今さら民事局長に申し上げるまでもないですが、このことにつきまして私自身も自治省といろいろ交渉いたしました。市区町村が大変な負担を受けるわけでござりますので、そういうふうな点について自治省の方も非常に協力的というふうなことで終始していることござりますし、私はそれはいいと思うんです。

全国に三千三百、それに区が入るんですか、自治体がございますね。具体的にこのコンピューター化に伴いまして、これは将来に向けてで結構ですが、きちっとした何百十円までは出ませんけれども、大体どれくらいの費用がかかる、これについて自治省と法務省との間で、例えば交付税

○下稻葉耕吉君 地財計画の中にきつと入れていただいて、交付税で処理していくだくようには法務省としても、大臣、ひとつよろしくお願いいたしたいと思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(中井治君) この間から事務当局に自ら予算編成に向けまして、十分交付税として対応できるよう私自身も先頭に立つて努力をさせていただきます。

○下稻葉耕吉君 それでは、今からこの法案の取り扱いをめぐる姓名、漢字の取り扱いの問題につきまして御質問いたしたいと思います。

この法案が仮に成立するとなれば、一億一千七百四十四万ですか、の国民の中で私どもは一千五百万ぐらいの人たちがコンピューター化に基づいて姓名の表示が変わらんじやないかといふような印象を受けたのでござりますが、その辺のところを民事局長、いかがでございますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 法務省といたしましては、戸籍というのが公の帳簿であり、国民に一定の限度で見ていただくというものでございますが、その字についての名前が変わらうが変わらまいが、一つ一つの名前が変わらうが入れてしまつて、これはもう逆さまであつて、やはりできるだけそういうふうな人間の人格権の象徴としての姓名といふふうなものをコンピューターに応じてもらう。コンピューター化先にありき、そして人の名前を、その字画が変わらうが変わるまいが、一つ一つの名前が変わらうが入れてしまつて、これはもう逆さまであつて、やはりできるだけそういうふうな人間の人格権の象徴としての姓名といふふうなものをコンピューターに応じてもらう。コンピューターに従うんじやなくて、コンピューターに従わせるというふうな考え方方が私どもは基本だらうと思うんです。その点についていかがでございますか。

に幾らということは言いにくいわけですが、概算といたしましては全国で千数百億円の経費が必要なのではなかろうかというふうに考えておるわけだと思います。

そういう資料、これから各市区町村がこの法案を成立させていただきました場合にどういうコンピューター化計画を持つておられるかというようなことをさらに詳細調査した上で、それに基づいて自治省の方で具体的な対応を確定していただきたいということございまして、私どもいたしましたように必要な資料の提示等、それからまた引き続きお願いということをしていきたいというふうに思つております。

○下稻葉耕吉君 地財計画の中にきつと入れていただいて、交付税で処理していくだくようには法務省としても、大臣、ひとつよろしくお願いいたしたいと思いますが、いかがでございますか。

○國務大臣(中井治君) この間から事務当局に自ら予算編成に向けまして、十分交付税として対応できるよう私自身も先頭に立つて努力をさせていただきます。

できる表記、書き方をもつて記載すべきである。人の氏名についても同じような方向を目指すべきだという考え方のとに、従前は基本的に漢和辞典等で正しい書き方とされている書き方にするという基本的な考え方を持っておつたわけでございます。

○國務大臣(中井治君) 下稲葉議員の御指摘のとおりだと考えております。

この法案提出の過程におきまして、下稲葉先生を初め自民党あるいは各会派の皆さん方からいろんな御議論をいただきまして、その議論の中心が今までに発想の転換をいたしまして、できる限りの対応をさせていただかず、こういうことで審議に臨ませていただいている。このように承知をいたしております。

○下稲葉耕吉君 それでは内容に入りますけれども、およそ漢和辞典に登載されている字は正字に限らず、正字だ俗字だという言葉の仕分けも、ちょっと私自身はおかしいと思うんですけれども、俗字ということで漢和辞典に出てるような字であってもこれはコンピューター化する、そういうふうな名前をおよそ漢和辞典に入っている字であつたら正字であろうが俗字であろうがそれはもうコンピューター化します、こういうふうなことでよろしくうございましょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) そのように対応したいと考えております。

○下稲葉耕吉君 わかりました。

私は、それによつて大部分の人たちの問題は基本的に解決できるんじゃないだろうか、そういうふうに思います。

しかし、中には役場で名前を登録するときに筆が落つこちてここに変なのが入りましたとかといふふうな話も聞かぬわけじゃないんですね。そういうふうな人たちは取り扱い、およそ漢和辞典に出ていない字を姓名として持つてゐる人たちの取り扱いは、法務省、どういうふうになさいますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘のとおり、象形文字を筆で書いてきたという歴史の中で、名前に用いられている字にはいろんな書き方、これは例え筆の運びでございますとか、あるいは書き違いというようなこともございまして、いろんな書

き方がされてきております。

委員御指摘のとおり、できるだけコンピューター対応するということをございますけれども、そういう一つの字についてそういうことになりますととても全部対応するということになりますととてもコンピューター対応することができないということがございますので、そういう字については基本的に一般の書き方でコンピューターに入力させていただかざるを得ないというふうに考えております。

ただ、そういう場合については事前に必ず御本人に通知をして、御本人から苦情があつた場合にはできるだけコンピューター化するものについての理解をしていただき、その御理解をいたしました上で入力をする。また、御理解をいたしました場合にも、その元の戸籍、現在の簿冊による戸籍といふものはこれはコンピューター化後も原戸籍として保存をいたします。したがいまして、それについて御本人から申し出があればその証明書を発行する。したがつて、その大事にされる字の書き方というものが市区町村から消えてしまうわけではないし、それについていつでも証明書をとつていただける、こういうことで対応いたしたいというふうに考えております。

○下稲葉耕吉君 私、必ずしも頭腦明晰ではないのですから、今の説明を私なりに集約しますと、およそ漢和辞典に出てる字は全部コンピューターに入れます、その字を使つてゐる姓名の方は全部コンピューターへ入れます。そうすると、どうしても漢和辞典に出でない字を使つてゐる姓名の方もいらつしゃるでありますから、今の説明を私なりに理解してよろしくうござりますか。入れるか入れないか。

○政府委員(濱崎恭生君) 戸籍に記載される方は全部戸籍でござりますが、戸籍を出でない方には、今申しましたように、コンピューターには一般的の書き方で入力することになりまして、原戸籍簿という形で残ります、社会生活で御自分の書き方をされることについて行政が介入する趣旨ではありません、そういうことについて極力御説明をして一般の書き方で入力をするということにござります。

○國務大臣(中井治君) ただいま下稲葉先生から整理をしておつしやつていただいたような対応にいたさせていただきます。

○下稲葉耕吉君 なあ、全国三千数百の窓口と十分連携をとつて、こういったことで御迷惑をかけないように対処をしてまいります。

なお、どうしても納得いただけない、そのまま

いませんで、全国に散らばつておられるわけでござりますので、これははがき等で通知をさせていただくということにせざるを得ないかと思つております。

なお、具体的にどういうふうな通知方法をとるかというようなことはまた市区町村とも相談して何がいいかというようなことは決めさせていただきたいと思いますが、少なくともそういう方法で通知をするといつことを考えております。

○下稲葉耕吉君 わかりました。

に、漢和辞典に載つていない姓名の方は事前にがき等で御本人に連絡いたしますと、

そうしますと、私の知つてゐる人の中にもいるんですけども、できるなら自分の字は間違つてるのであるのでこの際普通の字に直したいという人も中にはいらっしゃるんですね。だから、そういう

ところが、どうしても私はもう反対なんだ、これがいいんだというふうな方もいらっしゃる。それはどういうふうな取り扱いをなさるんですか。

○政府委員(濱崎恭生君) そういう方について

ところが、どうしても私はもう反対なんだ、これがいいんだというふうな方もいらっしゃる。それはどういうふうな取り扱いをなさるんですか。

しかしながら、それでも反対だ、私はこれでなくちゃ

ならないという方が、それはどこまで出てくるかわかりませんよ、一億何千万の中で一人か二人か

それがいいんだというふうな方もいらっしゃる。それはどういうふうな取り扱いをなさるんですか。

○政府委員(濱崎恭生君) そういう方について

ところが、どうしても私はもう反対なんだ、これがいいんだというふうな方もいらっしゃる。それはどういうふうな取り扱いをなさるんですか。

○國務大臣(中井治君) なあ、全国三千数百の窓口と十分連携をとつて、こういったことで御迷惑をかけないように対処をしてまいります。

なお、どうしても納得いただけない、そのまま

の字をそのまま元の戸籍のまま残してもらいたい

という方があるははあるかもしません。そういう場合には、あえてそれはコンピューターに入れないので現在の戸籍のまま管理をするということを認めることにいたしたいというふうに思つております。

○下稲葉耕吉君 わかりました。

そうしますと、もう少し念を押しておきますけれども、大部分の方々は漢和辞典でそのとおり収載される。ところが、漢和辞典に載つていらない字の方もいらっしゃる。その方々のコンピューター化については事前に御連絡いたします。それは

がきでとるか、とにかく事前に連絡をとります。御相談しますと、

そういうような中で、もうこの際ひとつ、今まで使つていた字が間違つてゐるし辞書にもない字だから辞書にある字に直してくださいという方も

ですわね、入らないんだから。正しい字に直してください、漢和辞典に入つてゐるこの字に直してください。本當はこの字のつもりなんだけれども、間違つてますから直してくださいという方たちもおられると思うんですね。それはそれでいいですね。

しかしながら、それでも反対だ、私はこれでなくちゃならないという方が、それはどこまで出てくるかわかりませんよ、一億何千万の中で一人か二人か

それがいいんだというふうな方もいらっしゃる。それはどういうふうな取り扱いをなさるんですか。

○政府委員(濱崎恭生君) そのままの字をそのままの字をそのまま元の戸籍で残しますというふうに理解してよろしくうござりますか。

しかし、それでも反対だ、私はこれでなくちゃならないという方が、それはどこまで出てくるかわかりませんよ、一億何千万の中で一人か二人か

それがいいんだというふうな方もいらっしゃる。それはどういうふうな取り扱いをなさるんですか。

○國務大臣(中井治君) なあ、全國三千数百の窓口と十分連携をとつて、こういったことで御迷惑をかけないように対処をしてまいります。

なお、どうしても納得いただけない、そのまま

認めたいと思います。

漢和辞典に登載されている字は、それが俗字等とされているものであつてもコンピューター対応をする。これはよろしくございますか、民事局長。

○政府委員(濱崎恭生君) そのとおりでござります。○下稻葉耕吉君 漢和辞典に登載されていない表記、これは書き癖等による表記についてはコンピューター化に伴い国民一般に通用する表記をもつて入力する。これは一応質問の前提ですけれども、これでよろしくございますか。

○政府委員(濱崎恭生君) そのとおりでござります。○下稻葉耕吉君 そこで、国民一般に通用する表記で入力する場合には事前に本人に通知するものとする。この場合に、本人から苦情があつたときは極力理解を得るよう努めるとともに、その理解を得られた場合でも現在の戸籍はコンピューター化後も原戸籍として保存することとし、申し出があればその証明書を発行する。これはよろしくございますか。

○政府委員(濱崎恭生君) そのとおりでござります。

○下稻葉耕吉君 それでもなお理解を得るよう努めても納得が得られない場合には、本人の申し出により、現在の戸籍をもつてその人に係る戸籍とする取り扱いをする。これでよろしくございます。

○政府委員(濱崎恭生君) 結構でございます。そのとおりでございます。

○下稻葉耕吉君 大変よくわかりました。

それでは、これは法律には書いてないやりとりをやつておるわけですが、こういうふうなことを国民の方々に徹底するために、法務省としてはどのような措置をとられますか。

○政府委員(濱崎恭生君) まずもつて市区町村の窓口にこういう取り扱いをしていただきことになりますが、その観点からは法改正が行われでございますが、その観点からは法改正が

実現いたしました場合にはその施行に伴う運用に関する通達を発出する。これは民事局長名で発出させていただくわけですが、そういう取り扱いになりますので、今御指摘の点についてもその通達

なりますので、今御指摘の点についてもその通達の中でも明らかにして、市区町村の窓口まで徹底するという取り扱いをいたします。

また、法改正が実現いたしました場合には、この改正の内容について一般的な広報をする。これは市区町村にもお願いし、また私どもの現場であります法務局においてもそういう努力をするといふことでございますが、その中でもその要点については広報の中に含めて広報する。さらに、各市町村で実際にコンピューター化をする場合においてはそのような取り扱いについてできるだけの広報をしていただき、こういうことで市区町村にはお願いしたいというふうに思っております。

○下稻葉耕吉君 それは民事局長通達ということになるわけですか。

○政府委員(濱崎恭生君) そうでございます。

○下稻葉耕吉君 わかりました。

それでは、今から生まれてくる人たちの姓名についてはどういうふうな取り扱いをなさるわけですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 現在もう既にそうでござりますけれども、生まれてきた子供につける名前用いることのできる字、これは平易な文字とすることで法務省の規則をもつて一定の範囲に限定しております。いわゆる常用漢字をプラスして二百字余りの特別の人名漢字を加えた範囲内ですつとつてているわけでございまして、この点はコンピューター化後も全く変わらないという取り扱いになります。

○下稻葉耕吉君 わかりました。

今私どもが使つていてる漢字、これは人名漢字も含めて当用漢字が中心になりますが、これは私どもが生まれたときの漢字と違うんですね。違うんです。私どもが生まれたときには私どもが生まれたときには名前をつけていたときに通用する漢字を使って名前をつけていました。

るわけですよね。それを今通用する漢字でなければだめだという方が私は無理だと。これは最初の議論ですね。

同じような意味で、現在通用している漢字が三十年も五十年も変わらないかどうか、これもわからないですね。これもわからない。だから、今使っている漢字に、古いと言つてはおかしいんですけど、それ以前の人たちがつけたいわゆる俗字と称せられるような名前がだめで直してください、今は通用している漢字に直してくださいというのは無理があるのじやないでしようかということから議論が始まつたんです。

今の民事局長の御答弁で私は非常によくわかりました。ここまで来られるのは大変な御努力だつただろうと思います。そしてまた法務省の立場からすれば、あるいは迅速化とか合理化だとかといふうな立場からすれば、それは字を限つてやつた方が単純で明解でいいんですけれども、やはりそれは人格権にかかるような人の名前といふうのは、そう簡単に扱われるものじやないんじやないだろうかといふうなことで今までいろいろやつてきたわけでございますが、ただいまの御答弁を承りまして私も了解いたしました。

実はまだいろいろ質問も準備していましたが、この辺で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○糸久八重子君 民事行政審議会に諮問をし、そして答申を得たような内容のことを中心で恐らく調査研究をなさつたんだろうと思ひます。

例えば、一九八五年、最初は戸籍事務をコンピューターシステムで処理することとした場合の問題点とか、それから次の年にコンピューターシステムに入出力する漢字の取り扱いとか、いろいろ年度に分けて調査研究をしていらっしゃるようですが、この辺で終わらせていただきました。

○糸久八重子君 戸籍のコンピューター化につきまして、法務省は一九八五年から八九年にかけて、財團法人民事法務協会に委託して調査研究をしたということを伺つております。

この財團法人民事法務協会というのはどういうものなのでございましょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 今御指摘のありましたような内容で順次研究を行つたわけでございますが、例えば昭和六十一年度の研究課題としては、コンピューターに入力する場合の漢字の取り扱いということが研究テーマになつております。それから六十三年の研究においては、データ保護のあり方、データ保全のあり方、それからデータの規定に基づきましていわゆる公益法人として法務大臣の許可を得て設立された法人でございまるわけですね。それを今通用する漢字でなければだめだという方が私は無理だと。これは最初の議論ですね。

○糸久八重子君 どういう人たちがメンバーになつていらっしゃいますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 今申しましたように、目的が戸籍、登記、供託等、民事局、法務局で所掌している制度に関するものでござりますので、主として法務局の実務経験豊富な識見の豊かな人、そういう方々に役員になつていただいております。

護、そういうことに適切に対応するシステムの研究開発のもとになったということをございますし、またその研究の成果を踏まえて民事行政審議会でもそのシステムのあり方についていろいろ御指摘をいただきたいということをございます。そういう基礎になつた研究ということでござります。

○糸久八重子君 それが答申になつたんだろうと思ひますのでそれ以上のことをお伺いしないんすけれども、今回の戸籍コンピューター化の主要目的というのは、戸籍事務の一元化処理、それから正確性の確保による行政サービスの向上とされているわけでござります。しかし、これは現行戸籍のコンピューター化であり、基本的に現在の戸籍制度のありように変化をもたらすというようなものではないわけです。現在の戸籍は、戦後さまざまな論議がなされたにもかかわらず、戦前の戸籍を踏襲した形で編製されているので家制度の残滓を引きずっているわけですね。そのため個人の権利という観点からいってもさまざまな問題が生じているわけであります。

まず、戸籍のコンピューター化に当たつて、密接な関連事項として本委員会でも論議をされてまいりました婚外子と婚内子の統柄の差別表記についての検討だとか、それから法制審議会身分法小委員会の家族法の見直し作業との関連性を考慮した事柄などもやはりこれは無視し得ない問題だと思つてございます。これらの問題は今回の改正正に反映できなかつたわけをございますけれども、その辺はどうしてなのか。法制審の問題だとおっしゃるんじやないかと思いますけれども、法制審の進捗状況はどうなつておりますか、その辺をお伺いさせてください。

○政府委員(濱崎恭生君) まず、御指摘の法制審

の審議状況について申し上げますが、既に委員御案内のところと思いますけれども、現在法制審議会の民法部会身分法小委員会におきましては、いわゆる夫婦別姓問題を含みます婚姻及び離婚の制度について平成三年以来検討を進めております。

さらに、昨今の情勢にかんがみまして、嫡出子と非嫡出子の相続分、これは現在差があるわけですが、これを平等にすべきではないかといふ問題でござりますが、これを理解を賜りたいと考えて、これは婚姻・離婚制度とは別個の相続の問題でござりますけれども、これもあわせてこの中で検討しようということで検討に着手しているところでございます。

現在、中間試案をまとめるべく鋭意作業をしているところでございまして、来月中旬あたりにはいわゆる中間試案を公表することになりますが、この問題については大変さまざまなものではないか。この問題については大変さまざまなかんがみますので、その最終的な答申案、要綱案の確定に向けて努力をいたしたいというふうに考へておるところです。

例えは、夫婦別姓の問題あるいは嫡出子、非嫡出子の区分の問題、こういったものは必然的にあるわけでござりますけれども、今回のコンピュータ化のための法案というのは、これはまさに現在の戸籍制度のもとでこれを市区町村の事務がコンピューター化している中でコンピューター化したいという長年の懸案を解決していくたくどいう目的でござります。コンピューター化した場合に

も、もし今申し上げましたような実体法の改正に伴いまして戸籍の記載方法を変えるということであれば、これはシステムに修正を加えるということ

で適宜対応できるわけです。その問題だけではなくて戸籍のあり方については、それは時代の要請に応じて記載方法を修正していくかなきやならない

ものがそのほかにも将来ともあろうと思います。

しかし、それはコンピューター化した場合に適宜システムの修正という形で対応することができなくて戸籍のあり方については、それは時代の要請に応じて記載方法を修正していくかなきやならない

点であろうかと考えております。

現行制度でコンピューター化をいたしまして、全国統一して交換できるようなシステムをつくる

ということになりますと、全国どこかであれをすれば全部わかるということになれば、先生御指摘の

よくなところが出てくるのであろう、コンピューター化によるプライバシーの侵害というのが出でてくるのであろうと考えておりますが、今のところ

ります。そちらの方の実体法の審議については、これもいろいろ各方面意見がある問題でござりますので若干の時間がかかると思いますけれども、思つておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと

いうふうに思います。

○糸久八重子君 コンピューター化については十

年も前から研究を進めているのに対して、プライバシー保護についてはもう遅々としてその論議が進まない、私はそう思つんですね。ですから、今

早急にというようなお話をございましたけれども、どうぞ早く進めてくださいますようお願い

したいと思いますと同時に、法務省民事局第二課

戸籍実務研究会編によります「戸籍Q & A」とい

う本によりますと、プライバシー保護の問題が解

決しない以上コンピューター化は実現しない、そ

う言つてゐるんです。ですから、プライバシー保

護を言うのであれば、やはり社会的差別に利用さ

れている子供の統柄記載、それから戸籍の様式、

記載方法などの改善の検討は、これは必要不可欠

な問題ではないか、このように思います。

一九八五年七月、これちよと古いですけれども、総理府の個人情報の保護に関する世論調査

によりますと、六八・九%の人がコンピューター

利用によるプライバシー侵害の発生が多くなりそ

うだと答えておるわけですね。

この辺についての御見解はいかがでござりますか。

○国務大臣(中井治君) コンピューター化に伴う

プライバシー保護ということで御指摘を賜りました。その点は私どもが最も守らなければならぬ

点であろうかと考えております。

全国統一して交換できるようなシステムをつくる

ということになりますと、全国どこかであれをすれば全部わかるということになれば、先生御指摘の

よくなところが出てくるのであろう、コンピューター化によるプライバシーの侵害というのが出でてくるのであろうと考えておりますが、今のところ

ますので、そういう点の心配はなかろうかと考

えております。

逆に、現在行わっております審議会での結論を

お出しいただき、そして嫡出、非嫡出、こういつ

たことについての結論が出ますと、コンピューター化されたりますと、

起こす原因となつてしまつわけですね。

一九七六年に戸籍法の改正があつたものの、不

正受給のケースが問題となり、これは何人といえどもというふうに書いてあるわけですから

も、しかし他人の戸籍をとる場合には一定の要件

があるわけですから、やはり不正の受給の

ケースというのはたくさんあると聞いているわけ

一

戸籍に家族の実態を見る意識というのをやつぱり改めなきやならないのじゃないか。憲法の理念である個人の尊厳を家族の基礎に据えるために戸籍と云うのは、戸籍といいますより身分登録といいますか、身分登録はやはり個人単位にすべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺の御見解はいかがでございましょうか。

○政府委員(瀬崎恭生君) 現行の戸籍編製単位は、委員御案内とのおり夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製するということになつております。夫婦、親子の家族関係を確認して戸籍編製をする事になりますが、この編製基準は戦後ずっと定着してきたものでござりますけれども、これによつて一つの戸籍で夫婦、親子の關係を一覧的に把握することができる、こういう面では合理性を持つている制度であるというふうに考

委員御指摘のように、個人単位にすべきだといふお考え方があることは私ども承知しております。これは戸籍というものについてどういうふうです。これは戸籍というものについてどういうふうに考えるか。やはり戸籍というのは、私ども考えておりますところでは、要するに国民の身分関係を登録し公証する、身分関係、古い身分関係を知る必要がある場合にこれしかないとという性質のものでござりますので、そういう視点からやはりそういう身分関係ができるだけ一体的に明らかになるものの方がいいということでこれまで処理してきたわけでございます。

個人単位という御意見もあるところでございままでのまた将来そういったことについては一つの重要な検討課題であるというふうには思つておりますけれども、これは現在お願ひしておりますコンピューター化と直接関係するものではないと申しますが、現在の制度でコンピューター化したから将来的にもそれができなくなるという性質のものではないということだけ申し上げさせていただきたいというふうに思います。

○糸久八重子君　ペーパーである戸籍を、現在戸籍はペーパーですけれども、それを磁気ディス

クや磁気テープにつくり直す場合に、現在の戸籍に記載されている事項をどの範囲まで移記するか。例えば戸籍の改製の方式に従つて効力を有する事項のみを移記するのか、それとも改製の方式に従つて記載事項の全部を移記するのか、それとも現に戸籍にあるものだけについて記載事項の全部を移記して、つまり戸籍から除外されるものは除かれる、バッテンのついているものは移記しないとか、いろんな方法があると思いますけれども、そのうちのどういう方法をおとりになるんでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) コンピューター化の施行に際しましては、結論的に申しますと、戸籍に記載されている全部の事項を必ずしも入力しなくていい。その事項のうち、現行の制度の上で、新戸籍編製の場合に一定の事項については移記することを要しないとされている事項がございますが、コンピューター化に際しての入力もその同様の方針によって一定の事項については入力をしないという取り扱いをすることいたしたいと考えております。

これによりまして、効率の面で申しますと、移記する事項が減少することによって移行が効率的に実施することができるという面がござりますけれども、基本的には現行法のもとで転籍等によって新たに戸籍を編製する場合との整合性を図ることができることになるのではないかというふうに考えております。

現在の移記しないこととされている事項の例を申し上げますと、例えば離婚している場合に、その離婚事項等、既に解消をしている身分関係に関するものでございますとか、あるいは帰化された人の帰化事項等、これは必ずしも移記する必要がないだらうということとで移記はしないということにしております。こういうものについてはコンピューター化の場合にも移記しないという取り扱いをしたいと考えております。

○糸久八重子君 基準書はできていらっしゃるそうですけれども、検討されている出力形式、例え

ば筆頭欄の次にどういうふうにやるのか、その方がどうなっているんですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御質問は現在の謄本、抄本にかかる記録事項証明書のことだと思いますが、その様式については現在検討中でござります。

基本的には、戸籍に記載されている事項全部を証明する全部事項証明書、それから特定のお一人の方に関する事項を証明する個人事項証明書、それから御本人がこの事項についてという御希望に応じて対応する一部事項証明書、こういう三種類のものを用意して対応したいというふうに考えております。その出力の形式については、詳細はこれから定めることにいたしておりますが、記載事項について現在の戸籍謄本、戸籍抄本の記載事項と基本的に変わらぬ形でございません。ただ、それをもう少し見やすい形で整理した形で出力するということを考えているわけでござります。

○糸久八重子君 そうしますと、今の戸籍謄本のよう、本籍、筆頭者欄の次に編製事項の欄がある、その次に同籍する家族、個人の登録簿がずっと続くように、そんな形になるんだろうと思うんですね。

そうなりますと、戸籍の編製事項欄を別にしますと、個人登録を順番につないだのと同じ結果になるんじゃないかなという気がするんですね。ここまで個人化できるのであれば、戸籍や編製事項欄を各自に付加して、そして個人別登録化する」とも可能なではないか、そんなに先の話ではない、すぐできるんじゃないかなという気がするんですね。

戸籍実務の現場からも話を聞きますと、親子を問わず個人を尊重するということが何よりも重要なと考えるので、個人登録の方法がとれれば一番よいのではないかというような声も実はあるわけです。

このように、個人単位登録は憲法の理念にも忠実でありますし、技術的に見ても何の問題もないが、その様式については現在検討中でございま

○国務大臣(中井治君) 私自身は機械にそんなに詳しいわけではありませんが、先生御指摘のように、一度こういう形でコンピューター化をいたしまと、それを将来個人単位で記載をする、分けてしまうということは機械としてはできるのではないか、このように考えております。

しかし、戸籍をそういう形で書くか書かないか、やるかやらないかというのは、これは大変重要な問題でありますから国会での御議論さまざまな御議論、これらを十分私どもは見させていただいて将来の検討課題としていただきたい、このよううに先ほど局長から答弁したところでござります。

○糸久八重子君 スウェーデンでは福祉の徹底のために国民統一登録制度を採用していて、そして個人別登録については国による個人の把握を容易にするからプライバシー侵害をする危険性があるという、そういう意見も実はあるんです。欧米では出生とか婚姻、死亡とかという事件別に登録をしている、そういう例もあるようでございます。

これは先ほど申し上げたこととちょっと関連するんですけれども、自分の出生とか婚姻とか、それから親子関係を証明したいときは自分で必要な証明がとれるから何ら問題はないと思います。自分の情報は自分で把握をして管理するという立場に立てば、事件別とか個人別がやっぱり最もいいのではないかかなという気が私はするわけであります。

しかし、コンピューター化されると、例えば事件別に入力してもコンピューター操作で個人別にまとめたり、さらに家族単位に結合したりすることはもういとも簡単にできてしまうんじやないかという気がします。だから、入力してはならない情報、例えば続柄記載とか、コンピューター操作で結合してはならない情報は何かという情報管

理の方法を考えなければならぬと思います。出力形式として特定の個人の特定の身分事項を証明するものだけの交付を原則にすればよろしいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の御見解はいかがですか。

○國務大臣(中井治君) 先生の御意見は十分私ども拝聴させていただきますが、例えば私の知つてゐる範囲でいけば、歐米なんかの事件別で届けあらるいは証明書が交付されるということを利用して個人の身分証明書というのが実に簡単に偽造されたりしておるというのも実態ではないか、このようになりますし、また家族制度の長年の歴史といふものもあるうか、このようにも考えておりまします。

そういうことを踏まえて私どもは、コンピューター化をされればできることはできるのでありますから、このようにも考えておりまして、これでやっていくのがいいのではないか、こんなふうに考へているところであります。

○糸久八重子君 先ほど御説明ありましたけれども、磁気化された場合に、戸籍に記録されている事項全部を証明する全部証明というんですか、それから特定個人についての事項を全部証明する個人証明書というんですか、そういう方法を禁止すれば個人別とか事件別の登録と同じになるから、こういうことはやっぱりコンピューター化の最大の利点になるんじゃないかなというような気がするんですね。

国民の身分関係を登録する戸籍というのは、その存在形態はペーパーであるのが今まで戸籍法の建前であったわけですね。これは明治四年ですか、制度の創設以来ずっと変わっていないわけですが、それでも戸籍のコンピューター化は戸籍の記載を磁気ディスクとか磁気テープなどの媒体に電磁的記録として蓄えるものですから、こうなりますと人間はその原本の記録そのものの判断をすることができなくなっちゃうわけです。

人間にとつてわかるようにするためにには電磁的記録を文字に変換して別の媒体に表示するという

ことになりますけれども、この場合、文字に変換された表示は謄本または抄本とは言えないわけですね。今は戸籍の原本があつて、それを青焼きかなんかして出てくるわけですから戸籍の原本そのまゝのものが出てくるわけですから、今度はコンピューター化されますとそうじやなくなるわけですから、謄本とか抄本とかは言えなくてこれらは証明書ですか、先ほどもちょっと出来ましたけれども、証明書として取り扱われるということになつてしまふわけですね。

今後は正確な意味では謄本とか抄本ではなくなつて証明書だけが利用されることになるんですけれども、その場合にその証明書というのと、先ほどお話をありました全部証明とか個人証明とかいうそういう形になるんですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 法案の百七十九条の四においておきましたしてその関係の取り扱いを定めることとしておりまして、今回の改正規定によりまして、戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときには、現行の十二条一項または十二条の二第一項の請求、これは謄本または抄本あるいは一定の事項についての証明書がございますが、その請求はこれららの規定の謄本、抄本または証明書にかえて磁気ディスクをもつて調製された戸籍または戸籍の全部または一部を証明した書面についてすることができるというふうに規定しております。御指摘のとおりになるわけでござります。

○糸久八重子君 戸籍法八条に規定されております副本、先ほどもちょっと出たんですねけれども、この副本は今回コンピューター化によりましてかつて戸籍ができた当時からずっと町役場の戸籍係というのがおりまして、そこに例えば出生して届けたりなんかして、点がなかつたのをぼんとつけてしまつたりというような例があるわけですね。

実は私の知人に、熊本の人吉に住んでいらっしゃる方なんですねけれども、名前が「オキミ」さんという方がいるんですね。その人は大正の生まれですから、大正生まれにしては随分しゃれたお名前をおつけになりましたね、そう私が申し上げましたところが、いや実はそうじゃないんですね。私が生まれたときに親が戸籍係のところに名前をおつけになりましたね、そう私が申し上げましたところが、いや実はそうじゃないんですね。オキミさんですねと言つてオキミと書いちやつたというんです。本当の名前はキミなんだそうですよ。だから私はすつと上に「オ」がついていて、おキミじゃなくてオキミなんですよ、そう言つたんですね。橋田さんの「おしん」さんが戸籍

先ほどはそういう必要はなくてやつぱり残しておくだんだというような答弁があつたわけですが、もう一度その辺の御見解を。

○政府委員(濱崎恭生君) コンピューター化いたしました場合にも、現在の簿冊の登記簿は捨ててしまふわけではありません。先ほど申しましたように、原戸籍簿という形で半永久的に保存するということを考えております。

○糸久八重子君 名前の問題は下稻葉先生の方から大分お話をあつたわけですから簡単にしたいと思います。

事務処理のコンピューター化というのは時代の要請とも理解することができますけれども、やっぱり単なる簡便さとか事務の効率化の観点からだけのコンピューター化であつてはならない、そう思つております。特に、名前というのは極めて個人のアイデンティティーに強くかかるものです。得られるような改正内容、運用方法とすべきだ、そつとつております。

かつて戸籍ができた当時からずっと町役場の戸籍係というのがおりまして、そこに例えば出生して届けたりした場合に、その戸籍係の手の癖があつたりなんかして、点がなかつたのをぼんとつけてしまつたりというような例があるわけです。

○國務大臣(中井治君) 私の姓名でござりますので私からお答えをさせていただきますが、「六合にあまねし」という言葉があつて、「あまねし」という言葉を父親は治という當て字でつけただんだと聞いております。私は戸籍はさんずいに実はなつておりますが、私の生きております八十近いおば二人は、たしかおまえの字はにせいだつたと、こう言うのであります。私も字引を調べますと、にせいの字もあればさんずいの字もあると。法務大臣になりまして、コンピューター化でこれ直されるのか、どうなんだと言いましたら、濱崎民事局長ははじめなものですから、必死で調べていただきたいから両方あると。両方漢和辞典に載つてますと、どちらかというと

そのように、先ほどから御指摘いたしましたが、父親は死んでおりますので、確かめようがありませんのでこのままさんずいでいこうかなと考へております。

名前という意味で本当に特別な愛着がございましたが、本当にいろいろと問題があつたかと。そしてまた、それぞれ字に対して、親のつけてくれた

す。これらの面を十分配慮したコンピューター化ができるよう間に違ひなく指導をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○糸久八重子君 これももう既に解決がついているんですけれども確認をしたいんですが、民事行政審議会の答申を拝見して問題だと思ったのは、第六の「移行について」の「誤字・俗字」の解消の説明の中で、いろいろと書いてあるんですけども、誤字・俗字を解消する場合には市区町村長が広報活動を十分に行はば個別の告知を要しないこととしても差し支えない、そういう説明があつたわけですね。私はこの答申の説明から、これはまさにもう行政上の便宜性とか大量処理のための簡便性のみの発想であつて、個人の尊厳とか人格性とかアイデンティティーは全く無視されたものだ、これは大変だ、そう実は思つていたんです。

ところが、その後、民事局から「戸籍事務のコンピュータ化に伴う漢字の取扱いについて」という文書が出まして、客観的に誤った字であることが明らかな字等について正字で入力をする場合に、これは事前に本人に通知をし、本人から苦情があつた場合には可及的懇切に対応して理解を得るようにする、そのように書いてあつたので安心をしたわけですが、答申にあるように、職権訂正はしないということをございますね。それを確認をしておきたいと思います。

○国務大臣(中井治君) 職権訂正をするつもりは毛頭ございません。今回の法案提出に至るまでの各党、各議員の皆さん方のいろんな御指摘は十分聽み取らせていただき対応させていただく、率直に感想を申しますと、参議院先議でお願いをして、時間的には今日までかかりましたけれども、十分皆様方の御趣旨に沿つた対応ができる体制で御審議をいただけることを大変うれしく考えております。

○糸久八重子君 しかし、これらはすべて市区町

村任せということになるわけですけれども、果たるんですか。それでどうも確認をしたいんですが、民事行政審議会の答申を拝見して問題だと思ったのは、第六の「移行について」の「誤字・俗字」の解消の説明の中で、いろいろと書いてあるんですけども、誤字・俗字を解消する場合には市区町村長が広報活動を十分に行はば個別の告知を要しないこととしても差し支えない、そういう説明があつたわけですね。私はこの答申の説明から、これはまさにもう行政上の便宜性とか大量処理のための簡便性のみの発想であつて、個人の尊厳とか人格性とかアイデンティティーは全く無視されたものだ、これは大変だ、そう実は思つていたんです。

ところが、その後、民事局から「戸籍事務のコンピュータ化に伴う漢字の取扱いについて」という文書が出まして、客観的に誤った字であることが明らかな字等について正字で入力をする場合に、これは事前に本人に通知をし、本人から苦情があつた場合には可及的懇切に対応して理解を得るようにする、そのように書いてあつたので安心をしたわけですが、答申にあるように、職権訂正はしないということをございますね。それを確認をしておきたいと思います。

○国務大臣(中井治君) 職権訂正をするつもりは毛頭ございません。今回の法案提出に至るまでの各党、各議員の皆さん方のいろんな御指摘は十分聽み取らせていただき対応させていただく、率直に感想を申しますと、参議院先議でお願いをして、時間的には今日までかかりましたけれども、十分皆様方の御趣旨に沿つた対応ができる体制で御審議をいただけることを大変うれしく考えております。

○糸久八重子君 先ほどコストの問題が出来ましたので、そういう期間を要するわけですが、その対応をするところは市区町村でやつていただけるものだというふうに思つておりますし、その旨は市区町村に十分徹底をいたしたいと、いうふうに考えております。

○糸久八重子君 先ほどコストの問題が出来ましたので、そういう期間を要するわけですが、その対応をするところは市区町村でやつていただけるものだというふうに思つておりますし、その旨は市区町村に十分徹底をいたしたいと、いうふうに考えております。

○政府委員(濱崎恭生君) 民事行政審議会の中に市區町村の代表の方々に何人か入つていただき議論してきたことございます。その中で、移行に要する経費の問題については、市区町村のサイドからは何とか国から特別の補助金というふうな経費が出てないかというような御希望がございましたけれども、それは大変困難なことであると、いうことで御理解をいただいたというような経緯もござります。

それから、今の外字のことですけれども、一般的な汎用コンピューターがその中に内蔵している字、これは一定のいわゆるJIS規格と呼ばれるものの範囲に入っているわけですが、戸籍に用いられている字のうちのいわゆる正字、漢和辞典で正しい字とされているもの、これが全部入っているわけではないわけですが、戸籍からコンピューターに移行する場合に、正しい字と言うと語弊がありますが、そういう字についてもコンピューターに内蔵されていない字は外字として入れなければならないというこ

りますと、かなり市区町村ではお金がかかってくると思うんですが、先般の参議院の予算委員会の中でも、倉田議員に対する大臣の答弁がありまして、それを見せていただいたわけですが、心配になるんですけれども、その辺は大丈夫でしょか。

○政府委員(濱崎恭生君) 今御指摘がございまして、書きかえることになる場合には事前に通知をするということをございまして、知らない間に変わつてているということがないようにいたしたいということをございます。

そういう取り扱いをするにつきましては、それだけ私も市区町村にお願いする立場としては努力をお願いすることになるわけですが、このコンピューター化に際しましては、現在の紙の戸籍をコンピューターに入力する作業が必要でありまして、そのためにはまず慎重な点検作業が必要でありますし、またパンチ入力の期間を要するわけでござります。全体移行期間としては半年あるいは一年という期間を要するわけですが、その対応をするところは市区町村でやつていただけるものだというふうに思つておりますし、その旨は市区町村に十分徹底をいたしたいと、いうふうに考えております。

○糸久八重子君 先ほどコストの問題が出来ましたので、そういう期間を要するわけですが、その対応をするところは市区町村でやつていただけるものだというふうに思つておりますし、その旨は市区町村に十分徹底をいたしたいと、いうふうに考えております。

○政府委員(濱崎恭生君) 民事行政審議会の中に市區町村の代表の方々に何人か入つていただき議論してきたことございます。その中で、移行に要する経費の問題については、市区町村のサイドからは何とか国から特別の補助金というふうな経費が出てないかというような御希望がございましたけれども、それは大変困難なことであると、いうことで御理解をいただいたというような経緯もござります。

○糸久八重子君 戸籍のコンピューター化については、市区町村では事務の効率化という利点があるかもしれませんけれども、余り大きなメリットはないと思います。一方、コンピューター化にかかる経費は、セットアップ費用を始めとしまして、パッケージの導入経費、パッケージ化されない部分の開発経費、それから機器にかかる経費、相当な額となるだろうと思います。

通常、国や都道府県の事務処理上の必要からコンピューター化された場合には、システム及びその機器は無償で提供、あるいは多額の補助金が支給されていると聞いておるわけですが、今回戸籍については地方自治体との共管の事項でありまして、法務省と自治省と連携して市区町村に對して何らかの補助金、または交付金制度を設ける必要があるのではないかと思います。これは下稻葉議員の方からもお話をありましたけれども、戸籍事務処理に対する自治体への財政援助のあり方について、大臣の御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(中井治君) 糸久議員御指摘のとおり、このコンピューター化に際しましては大変長

い年月と費用がかかるうかと考えております。本
來國の行う戸籍事務でありますから、こういうこと
とをお願いする以上、補助金という形があり得る
べし、こういう御意見でござりますけれども、現
行、御承知のように大変厳しい財政状況でござい
ます。

ま
す

それから、読み方の問題でございますが、現在の戸籍制度の考え方と云うのは、これは戸籍制度の立場からいえば、氏名はその個人個人を特定するというこの目的で記載しているわけございまますけれども、その特定は字の形をもつて特定をするという考え方で、読み方がどうであるかといふことについては戸籍の立場では基本的には関与しないという考え方であります。

○齋正敏君 簡単に言つてください。どのくらい
おいでだと思いますか。

○政府委員(瀧崎恭生君) その対象がどのくらい
になるかということは、私どもきちんと推計して
おりません。

○齋正敏君 法務大臣にちょっとお聞きしておき
たいんですが、前回、昭和五十一年に戸籍法の第

戸籍にあわせてお尋ねをいただきました。戸籍の公開に対する制限ということで同和対策を今まで既に実行されているわけでございます。今、同和あるいは部落という形で調査をする、そういう不心得な者が出ておるということは余り承知をしておりませんが、これからの方々におきましてもそういうことがないように、十分対処していきたい、このように思つております。

新しくかかります費用について、当然自治省の交付税の算定基準の中でこれを配慮していただく、こういうことで現在事務方で交渉をいたしているところでございます。これから本格的な交渉に入りますが、できる限り地方自治体の方々に御迷惑をかけないように法務省といたしましても全労を挙げて折衝してまいり、そんな思いでござります。

○齋正敏君 先ほどの質問に対する答弁では、御
來の法務省の方針ですと、姓名については現在の
全人口のうちの一〇%ぐらいに影響する、一千数
百万人に影響するようと考えられたと。それで、
辞典に載っているものはすべてコンピューターに
入れるという方向に変わった、こういうことだつ
たんです。

十一条が変更になりまして戸籍をとるのが厳しくなったわけでありますけれども、そのときの法案の中では、「戸籍には本籍地、出生地が記載されておる、そういうことから、いまおっしゃるような、そういう部落差別につながる問題が出てくる」、こういうことを法務省の当時の民事局長が答弁しておられます。また、同じく民事局長が「戸籍の公開の制度を利用して部落差別につながるような不正当なことがなされる」といってお

○鶴正敏君 外務省の方から来ていただいている
と思います。
一九九〇年の国連総会によってコンピューター化された個人情報ファイルの規制のためのガイドラインが決議されたわけであります、外務省から
ちよつと説明してほしいんです。
この内容のうち、国内立法に定められるべき最
低保証に囲むる原則に、どうもひとつ中々五章、半をも

○斎正敏君 斎正敏です。
最初に、姓名の姓の方のことについてお聞きしたいんです。姓については、辞典に載っている部分についてはいいんですが、辞典に載っていない字の場合は、話し合いをして当人のオーケーがあれば直してもらうということになります。それが嫌な人の場合はコンピューターには入れない、こういうふうな説明だったと思います。

現在の戸籍は読み方については書いてございませんけれども、読み方についての措置を含めて、今二点お聞きしたつもりですが、お答えください

○政府委員(濱崎恭生君) 先ほど来申しておりますが、ます従来の考え方によれば、一千万人を超える人々に影響を与えることになるという推計を申し上げましたが、これは姓の方と名の方と区分して推計しておりませんので姓だけについてはちょっと申し上げかねるのですが、姓と名を一緒にしてもうことになつて、それが嫌ならそのまま「ソニピューター」には入れないで現在の戸籍のまま残るということなんですが、嫌かどうかは別ですよ。そういう辞典に載っていない人の姓というものは大体どれくらいあるというふうに把握しておられですか。ざつとで結構です。

省が出しました通達によれば、部落差別の問題については、「あるいは戸籍の記載事項を手がかりとして同和地区出身者であるか否かを調査する等差別行為につながるもの」云々と、こういうふうに通達もなされているところであります。

こういう部落差別といふものを根絶しなきやならないという大きな目標で法務行政が行われてゐるというふうに認識しておりますが、この部落差別を防止せざるを得ない」、こういうふうに答へられておられるわけであります。

それから、その法律が改正されました後に法務省

個別話題に関する項目としないものの、この「王者の勇者」の「うふうに決議されているのか。さらには、ついでに一緒に聞きますが、八番のところにあります監督と罰則」というところ、これはどういうふうに書かれているのか。それからさらに、「一九九三年に国連で採択されました人権委員会の日本に関するコメント」、この中で十一番に当たる部分と十七番に当たる部分、これがどういうふうに勧告しているのか示していただきて、今二つの国連文書をお示しましたが、またそれぞれこれがどういう性格の文書なのか、その法的性格というようなものについてお示しください。

○政府委員(濱崎恭生君) 第一点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、コンピューター化に伴つて字を書きかえることになる場合には事前に御本人に通知して、御異議があつていろいろ説得してもどうしても現在の戸籍のまま残しておいてもらいたいという方については現在の戸籍をもつてその方の戸籍にするという取り扱いをさせていただくことにしたいと考えており

申し上げさせていただきますと、今回一千万以上の方に影響を与えるということですが、辞典に載っている字についてはすべて対応するということになりますと、その大部分についてはコンピューター対応をするということにならうと思します。

先ほど来も申し上げましたけれども、一つ一つの字にいろんな書き方、一点があつたりなかつたり、あるいは棒が一つ多かつたりというようなこ

別をなくさなきやならないということについて大臣の御所見のほどをお伺いしたい、そういうよう
に思います。

○國務大臣(中井治君) 私も民社黨の同和対策の
特別委員長を十年務めてまいりました。この日本
獨特の情けない差別は一刻も早く根幹からなくく
てしまわなければ憲法の柱である基本的個人権、こ
れの擁護、こういったものが実現しない、このよ
うに考えております。

○説明員(國方俊男君) お答え申し上げます。
ただいま先生から御指摘ございました一九〇九年の国連総会で採択されましたコンピューター化された個人データファイルに関するガイドライン、そのパラグラフ五でございますが、そこには、パラグラフ六の例外を除きまして、人種または種族的出身、皮膚の色、性的活動、政治的意見、宗教、哲学、その他の信条及び団体、労働組合への所属など、違法な、ないしは恣意的な差別

を生ぜしめるおそれのあるデータは蓄積されるべきではないという趣旨が書かれております。

バラグラフ六には、この原則から離脱し得る例外につきまして以下のとおりの趣旨を記述してございます。すなわち、原則からの離脱に対する制限及び適切な緊急保護措置を明文で規定している国内法体制に準拠した法律その他の規則により原則からの離脱が明文で規定されていること、並びに国際人権章典、これは具体的には世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約などの総称でございますが、国際人権章典及びその他の人権擁護、差別防止分野の関連国際文書に定められた範囲内であることの二点を条件といたしまして、国家の安全、公共の秩序、公衆の健康、道徳及び他者、特に被訴者の権利、自由を保護するため必要である場合原則からの離脱が認められる、このように記述されております。

なお、このガイドラインのバラグラフの八でござりますが、突然のお尋ねでございまして、申しわけございません、ちょっとと……

○斎正敏君 いいです。

○説明員(國方俊男君) 次に、先生から御指摘のございました規約人権委員会の意見の件でござります。

昨年の十月二十七日及び二十八日の両日、スイスのジュネーブにおきまして市民的及び政治的権利に関する国際規約、通称B規約と申しておりますが、このB規約に基づき設置されましたB規約委員会におきまして我が国政府が提出いたしました第三回報告に対する審査が行われたわけでございます。この審査を踏まえまして、同年十一月四日、B規約人権委員会は委員会の意見というものを採択しております。

その意見の中で、まずバラグラフ十一でございますが、委員会は非嫡出子に関する差別的な法令の規定について特に懸念を有する、とりわけ出生届の様式及び戸籍に関する規定及び慣行は規約第

十七条及び第二十四条に反している、非嫡出子の相続権に関する差別は規約第二十六条に適合しない、このように述べております。

また、この意見のバラグラフ十七でございますが、そこには、委員会はまた規約第二条、第四条及び第二十六条の規定に一致させるために非嫡出子に関する日本の法令を改正し、及び差別的な規定を削除するよう勧告する、日本に依然として存在するすべての差別的な法令及び慣行は規約第二条、第三条及び第二十六条に適合するように撤廃されるべきである、日本政府はこの点について世論に影響を及ぼすよう努力すべきである、このように述べられております。

この規約人権委員会の意見、その法的な拘束力についてお尋ねがあつたわけでございますが、このB規約人権委員会では、各国の報告審査を行いました後、審査対象国ごとに人権委員会の意見と呼ばれる委員会としての意見を取りまとめまして各締約国に送付しているわけでございます。これは九二年三月にこの委員会が決定して実施されたに至ったものでございますが、各國別審査に際しまして、従来のように各委員の個人的意見を報告に記載することに加えまして、委員会全体としての見解を反映させることを意図したものでございまます、私どもいたしましてはこれは法的拘束力を有するものではないと、このように考えておる次第でございます。

○斎正敏君 両方ともそういう考え方でございます。

○説明員(國方俊男君) 両方ともですか。コメントの方がそうですが、私どもいたしましてはこれは法的拘束力を有するものではないと、このように考えておる次第でございます。

○斎正敏君 両方ともそういう考え方でございます。

○説明員(國方俊男君) 両方ともどちらでございません。

○斎正敏君 この五の非差別の原則のところです。ここに部落差別のことが書かれていないのかどうか、決議の方々が、両方とも法的拘束力がないということですか。

○説明員(國方俊男君) 両方ともそういう考え方でございます。

性的活動に関するというのはどういう意味なのか説明していただけますか。

○説明員(國方俊男君) 私どもが解釈しておりますのは、性的生活ということでいわゆる男女間の性生活がない、例えば男性同士の性的関係でござますとかあるいは女性同士の性的関係、そういうようなものを指すのではないか、かように考えます。

○斎正敏君 それで、日本政府はこの国連決議が一九九〇年になされた前に意見を提出していまして、「これらの項目を全ての国に適用されるものとして特定することは適当でない。なぜなら、セシティープなカタゴリーに属する情報は国と個人によって異なるからである。よってこれは、各

の伝統と公的行政サービスの必要その他の状況に従つて、各国により決定されるべきことである」、こういうふうに主張を文書で出したんだと思いますが、この場合の政府というときには責任省庁は外務省でしょうか、それとも戸籍関係のことだというようなことで言えば法務省になつているんでしょうか。

○説明員(國方俊男君) お答えいたします。国連の方に出した文書でございまして、これは当然のことながら関係省庁と御相談申し上げながら外務省の方で取りまとめて出したということでございます。

○斎正敏君 それで、法的拘束力は外務省はなし、こういうふうにおっしゃっているわけでありますが、ただ国連総会において一九九〇年に決議をされて、個人情報をコンピュータ化する場合にはこういうふうにやりなさい、やつてくださいというガイドラインとして示されているということは事実でありますから、こういう中に差別的情報が蓄積されてもはならないという指摘があることは極めて重要だというふうに私は認識しているわけであります。

そこで法務省の方にお伺いをしたいんですけども、例え昭和五十一年のときに改正になりました戸籍謄抄本をとりますときには部落差別のないという趣旨と読み取れるんです。

問題というようなものにつながるようなことがあつてはならないということで制約を加えたといふように書いてあるわけですね。つまり、戸籍でいきますと本籍というものが記載をされている。本籍が私でありますと石川県小松市上牧町一十九番地というふうに書いてあるわけですが、この戸籍を管理しております小松市の下に町と番地が書いてある、

こういうことに基づいてだれかが調査をして、そして部落出身者などではないかということを調査したいというようなそういう考え方を説明しやすくてあります。小松市の下に町と番地が書いてある、ふうに書いてあるわけですね、戸籍は。

そういうことはやっぱりこういう機会に、コンピューター化をするということであるならば、私は戸籍そのものは住民票との比較から考えてみますと、住民票にはちゃんと住所として私の場所は石川県小松市上牧町一の十九番地という住所が書いてあるわけですね。そういうことからいまで戸籍の場合には戸籍を管理している市区町村が、私の場合だと石川県小松市上牧町一の十九番地という住所が書いてあるわけですね。そういうことからいまで戸籍はいかがですか。

あつて、その下に○○町というようなものが書かれでなきやならない必然性はないのではないかとうふうに先ほどの差別との関連の中で思うんですけれども、見解はいかがですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 戸籍に本籍を記載しますのは、その戸籍を特定するということ、それから間接的にはその戸籍によつてどこが所管するかということが定まるわけでございますが、本籍地の表示を市区町村単位までということにいたしました場合には、同姓同名の者があつた場合の戸籍の特定ができる、ということです。

例えば現在の制度のもとでも、婚姻届を出したら間違ったところの相手と婚姻したという記載がされたというような事例がかつてあったと聞いておりますが、これは現在の制度のもとでは恐らく取り扱いのミスであろうと思ひますけれども、同じ姓名が同一市区町村内にあつたような場合には

そういうことを特定できないという場合がございま
すし、また謄抄本を請求される際にも国民に確
認の手数をかけるというような事態を生ずる懸念
があります。そういうことで本籍を地番まで記載
するということにしておるわけでございまして、
そういうことで本籍の記載は個人を特定するため
に重要な役割を果たしているというふうに考えて
おります。戸籍の制度の立場からいうとそこまで
記載することがぜひとも必要であるというふうに
考えているわけです。

なお、これは戸籍の記載そのものが差別の記載ということではもちろんないということは御理解していただきたいと思いますが、そういうこととして委員官指摘のような弊害もあるということから、御指摘のように昭和五十一年に戸籍法の改正を実現させていただいたわけであります。

なお、付言いたしますと、本籍地をどこに定めらるかというのは基本的には御本人の自由といふことになりますればほかの本籍地に本籍を移動するとなりますればおりまして、戸籍の筆頭者及び配偶者とになりますれば戸籍届け出ますけれども、一方住民票というものがあつて、現住所がどこにあるのか、そしてそれはだれであるかといふ住民票もあるわけですから、この二つを照らし合わせればそのわけですから、この二つを照らし合わせればそなういうことは起きないといふふうに思ふんですね。

の子であるかということが戸籍に記載されておつて、そして名前がだれだれである、こういうふうになるのですから。

現在でも、おっしゃるように戸籍は新しくどうにつくつてもいいのですから、現住所でなくとも、生まれたところでなくとも、どこにつくつても、も、いいというようなことになっておるわけでありますから自由なんですけれども、そういうようなことをから考えましても、現住所は住所でないところに記載するということは公文書に対する偽り記載になりますけれども、本籍地は別に新しくつくれば構わないわけですね。そういうことから申しましても、戸籍を管理している市區町村名が明確であればもう十分だ、私はそういうふうに考えますので、私のこれは主張ということで考えておいていただきたいと思います。

よつて非嫡出、婚外子は二分の一の相続権しかないということになつておることに照らしてこの記載がされなきやならない、こういうことだらう。

思うんですけれども、これがまた民法の小委員会ですか、そこで検討されていて、これは直すべきだと、こういう状況にもあるわけです。

それから、これは裁判にもなっている問題であります。裁判では、昨年の六月二十三日に、非嫡出子も相続権は同額であるべきだという東京高等裁判の判決が出まして、これが確定をしておるということです。

民法九百条にある規定は憲法違反である、こういう判断も高裁において確定しているということからくる考え方であります。戸籍において長男、次男という記載をする必然性はない、これを改めるべきだ、こういうふうに考えます。が、法務省の見解はいかがでしょうか。

○國務大臣（中井治君）この問題につきましては、先ほど糸久先生からも御指摘いただき、またいま斎先生からも御指摘を賜ったところでございます。

お話をありました裁判の問題につきましてはもう一件争われておるのがあります。これは最高裁判に持ち込まれておる、このように承知をいたしております。こういう司法の決着のあり方、また同時に、現在法制審議会身分小委員会におきまして相続分の区別の問題について、これまた斎議員からお話しありましたように論議がなされているところでございます。これらの推移を見まして私どもは十分対応をしていきたいと考えているところでございます。

長男、次男あるいは男、女、こういう書き方でありますけれども、コンピュータ化をしていたります。

ピューター化というのも私は将来に対してもある程度の対策ができる大事な機械化だ、こんなふうに考えていいところでございます。

○齋正敏君 大臣からの答弁でありますけれども、実務の方からちょっとお答え願いたいんです。

もし、コンピュータ化をしました、その後に次男とかと書く必然性もなくなつて、男が女かと書くことになりましたというふうになつたときには、コンピューターを直す、情報を直すわけですね。それが極めて簡単なことで、もの情報も消えてしまつて大変結構なことだ、簡単なことだ、お金もほとんどかからないと、そういう簡単なことでございましょうか。実務的にいかがですか。

○政府委員(濱崎恭生君) これは嫡出子、非嫡出子の相続分のあり方については、今、大臣申し上げましたように、現在法制審議会の審議の対象になつておりますが、これ自体について、委員御案内のとおり、委員のような御指摘もあれば国民の中には非常にさまざまな考え方があるであります。

もしそれについて改正するということになれば、戸籍のあり方についても戸籍事務の立場として検討してまいらなければならぬと思っておりますが、従来の戸籍の書き方をいきなり変えてしまつていいかどうかというようなことについては、これまたいろいろ国民各層の考え方があろうと思います。したがつて、どうしたらいいかというと、それを決めるのは大変難しい、慎重な検討を要する問題ではないかと思っております。ただ、技術的には大臣が今申し上げましたようなことで、それはシステムの上で相当の工夫が必要であろうと思

それで、すべて今度コンピューター化する機会に、男か女かという記載で終わらせれば十分だ順に記載されていきますからそれを見ればわかるわけでありますから別に書かなくてもいいわけですが、これはあくまで相続の問題のときに、民法にて、長男か長女かとかいうそういう問題は、生まれたときに、男か女かという記載で終わらせるべきだ

だき、もしこれらを直していく、こういうことになれば、逆に言えば早く直せる。また同時に、過去に書いてあったことがコンピューターですから、消えてしまう。原本においては線を引いて消していくのである。そしてそれが残っていく、こういう形もあるかと。そういう意味ではこのコン

いますけれども、十分可能なことであろうといふうに思つております。

キュリティー対策等を講じていく中で十分に心して研究してきたつもりですし、これからも各市町村に適切な対応をお願いしなければならぬといふふうに思っております。それによって住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことがあっては大変なことになるわけでございます。

いたします。
○政府委員（瀧崎恭生君） データ保護、プライバシー保護、これは大変大切なことであるという認識を持っておりまして、実はシステムを開発するうえについてもこの点に非常に注意を払って研究をしたし、そしてこれならばということで対応するシステムの基準ができ上がりましたので今回法案を提出させていただいているわけです。

の保護に配慮しているつもりではありますけれども、いろんな角度から常に気をつけて、いやしくもプライバシーが侵害される、そういうしたことのないようにしながらこの事務のコンピュータ化を進めさせていただきたい、このように考えておられます。

名というものだと思います。たとえ姓の方が変わっても古い姓名についても愛着を持つのが普通の人間の感覚ではないかというふうに思います。私はこういうふうに今ちょっと感じているんです。

実は、今商業取引の関係でといふにお話がございましたが、商業取引の関係でむしろ必要なのは戸籍よりも住民票の場合が多がろうと思うわけですが、住民票の事務につきましてはもう既に全国八八%の市区町村でコンピューター化しております。それで、その稼働状況につきまして自治省等にお伺いしてみましたところ、まあ一時的なシステムダウンというようなことはあらうと思いますけれども、それによって国民の社会生活に極めて重大な影響を及ぼして大騒ぎになつたといふような事例はこれまでないということをございますので、戸籍事務についても適切に対応していくけるの

テムの基準ができ上がりましたので、今回法案を提出させていただいているわけです。

ウイルスの問題ということになりますと、これはウイルス対策ということでは、またコンピューターの方も進展しているわけでございますけれども、この戸籍事務については特に外部からデータの中身を変更を加えるというようなことが絶対にできないようには必ず責任者がパスワードを持つて、そのパスワードで操作をしなければ中の記録等の変更をすることができないようということで、厳重なチェックができるシステムにしておりま

○紀平悌子君 法務省にお伺いいたしますけれども、人間の氏名、名前ですけれども、法律上、戸籍上はどういう意味、役割を持っているとお思ひになりますか。ごく簡単にポイントだけお願ひします。

○政府委員濱崎恭正君 戸籍上あるいは戸籍法上の意義という御質問でござりますのでその立場からお答え申し上げますと、氏名というのは各個人がどれであるかということを特定表示するための呼称であるということでございます。そういうことで、戸籍の事務の立場からは個人を他から識別する、そういう目的のために戸籍上氏名を

ではないか、そのための努力をさらに一層傾けたいというふうに思つてゐるところです」といいます。

それから、情報が外部に漏れるというような点につきましても、担当者がパスワードを入れなければ情報が出てこないということで、現在の簿記では、この点を規定してある。

○紀平惣子君 このことと御心配の中にお入れになつて、銳意その対策をお考えになつていくということでござりますので、一應承つておきます。

また、戸籍、住民票などは、経済的な利用だけでなく、それ自体が、先ほどから各委員がお述べになつて、いらっしゃるよう個人の人格権と密接に融合した部分が多いわけで非常に重要な書類だというふうに思われます。プライバシー保護の見地からその管理の仕方というのが非常に難しい部分がある。なぜかというと、近年コンピューターに対するウイルスの侵入とか、外部の電話回線からデータを改ざんしたり盜聴するなどのコンピュータ化することによって新たな人権に対する危険の可能性が出てきているわけです。これがますますコンピュータ化が進むにつれてこういうふうなこともあり得るわけですから、この問題につきましてはどんなふうにクリアされるおつもりでございましょうか。簡単にどうぞお願ひ

○紀平佛子君 法務大臣にお伺いしたいんです
が、戸籍がコンピューター入出力になることで生
ずるかもしれない差別問題を含んだプライバシ
の危険というものの、私はそう思うのですから、
このことについてはどういうふうに御意見をお持
ちでございますか。

○国務大臣(中井洽君) コンピューター化だけ
じゃなしに、プライバシー保護というのは一番大
事な心得である、このように考えております。
コンピューター化に伴って、十分プライバシー

ミがオキミになってしまったというお話がございました。多分私も知っている方じゃないかと思いつますが、オキミさんとすることで大変愛されてい

る、立場を持つた方でございます。そのオキミさんは、母親であれば相当パワーのある女性のよう

私は思うんです、オキミさんは物すごくパワーがありますから。ですから、その母親がいわゆるお役所でキミがオキミになつたということを、即そ

れは違うということが言えなかつたんだろうとか、あるいは、地方の小さい村落へ行きますれば行きますほど役所というもの、いわゆるお上意識

が非常に強いわけですね。

そうすると、例えば先ほどのいろいろ誤字・俗字について、自分の人格なり自分の過去のキャリアとか、それからいろいろな思い入れ、親がつづてくれた名前、おじいちゃん、おばあちゃんがつけてくれた名前というその愛着、そういうふうな意味を持つたのがやっぱり名前というものの、姓

私の義妹がおります。義妹が結婚をしましたときに貴美生という名前でした。貧乏ではありませんけれども、とうとく美しく生まれてほしかった、そんな親の願い、貴美生です。ところが、結婚をしました後に、両親が少しかたないものですから貴美子と名乗れど、こういうふうに申したわけです。そして、彼女は本当は貴美生なのに嫌々貴美子と手紙には書いておりました。私は聞いたことがあるんですが、とても悲しかつたというふうに言つております。

それから、宮沢賢治のよだかの話を御存じでしようか。よだかという鳥、これは想像上の鳥かもしれませんけれども、よだかとつてありますのでタカの種類のようと思われるのを嫌がつたタカラたちが、おまえはよだかという名前をやめて市蔵と名乗れとある日言うわけですね。そうすると、市蔵というふうに名前を変えるのがどうしてもよだかは嫌なんです。それで死んでやろうと

思つて自殺的な行為をしましたところ、天に上つて星になつたという宮沢賢治の物語でございます。私は、「よだかの星」という、それはやつぱりよだかがよだかという名前でいたかったということだと思います。

ですから、誤字とかそれから俗字について、やはりそういった村落、山の中まで行きますと、今度こういうふうに法律が変わつたんだということになつて、要するに正しい字、辞典に載つている正しい字にしなさいといふように言われて、嫌だというふうにはつきり言える人が本当にいるのかなという感じがするんです。

しかし、自分はやっぱり書くときには自分の名前を書くと思うんです。ですから私は、名前といふものは、法律的にどういうものを持つてゐるかということで、やっぱりその人を示す、個人がだれであるかということなんですね。ですから、このことがこの法律改正、コンピューター化というか、ほかの方法もとつていただけるということの確証が確かにいただけたかどうかですね。

もう一つは、知らせなければいけません。前の名前でいたければ、おばさん、おじさん、おばあちゃん、おじいちゃん、その名前でいいんですね。といふくらいの指導をしないと、やっぱりお上のおつしやるとおりに名前を全部右へ撇えする、こいうふうなお上の言うことならといふことが日本を誤らせると。私は日本人の持つ一つの特性だというふうに思つております。

理屈をいつぱい並べて申しわけございません。ちょうど時間となりました。

大臣、いいですか。どうぞよろしくお願ひいたします。

○國務大臣(中井治君) お話、確かに承ります

ターケをつくるわけでござります。

そういういろんな形で姓名で違ひがあるたり誤字があるたり、しかしそれに独特の愛着を感じてお使いになつていらっしゃる方がおられることがあります。先ほどから局長が答弁したとおりでございます。

このコンピューター化に伴いまして画一的にあるいはいわゆるお役所仕事的にやるのではなく、十分御当人の御理解を得て、それじゃこの際直してくれという方にはきちっと直させていただきたいで、いわゆる正字でコンピューター化させていただく。そして、誤つておろうと何であろうと親のつけた名前、愛着のある名前、どうしてもこのままでやりたいという方についではあえてコンピューターに入れずにそのまま使わせていただく。そういう形を含めて対応をさせていただきます。

御指摘の点、ありがとうございました。

○紀平悌子君 ありがとうございます。

○安恒良一君 私の質問、十項目ぐらいにしておりましたけれども、下稻葉先生を初め皆さんのが指摘されたことをダブつてやつても意味がないませんから、やや落ち穂拾い的になりますが、少し確認をしておきたいことがございます。

私はこの法案は条件つき賛成なんです。それはなぜかというと、多くの国語学者の御意見を聞きましても、例えば静岡の静という字はほとんどが下が月になつていて、それを今度は下が円になるんですね、正字ということで、月というのは古くからずっとあつたのですから、これが使えないというの是非常に不合理ではないか、なぜ国が今まで統一をしてしまつていうのは非常に危険なことだ、どうも役人の発想だ、こういう学者先生の御指摘もあるわけです。私はこの御指摘は正しいと思うんです。

そこで、少し確認をしておきたいんですが、私

の手元に、いろいろ下稻葉先生にも答えられたことがあります。うなことでこういうことを言ってきたんです。「最初はこのやり方で、約一千万人の人が字を改定されることになつております。しかし、こう書いてあります。最後に、「じゃどのぐらいの人が」ということにつきまして、「少なくとも何十万と、いうレベルの人がやっぱり書きかえをすることになるでしょう。」と。これは何も僕が書いた文書じゃなくて、法務省に持つてこいと言つたら僕のところにこの文書を持ってきましたわですから、私は念のためにとつてあるわけです。

ですからその意味からいって、本当に今下稻葉先生以下皆さんのが認どおり、おれは嫌だといふ人は全部これは書きかえないから何十万の人だけに、被害ということはないんですが、訂正がとどまるごとに、最終的には。そういうふうにこれは理解をしていいのかどうか、この文書を見て。それはなぜかと申しますと、「コンピューターに対応をする場合には、その大半について書きかえをしないことになる。」と、「その大半」と一方では書いてあるんですね。このところは私は確認をしておかなきやなりません。

そこで、ちょっと念のため聞きますが、私の方で調べると、正字というのは大体四万語ぐらいあります。俗字というのは何万語あるんだろうか。それから、その俗字の中で姓名に使われる字は何万字あるか。それがいろいろ御心配かけましたが最後はこういうふうに減りますと、こういうことなんか。そのところだけちょっと簡単に答えてください。

分の方についてはコンピューターで対応するといふことになるわけです。

ただ、先ほど申しましたけれども、一つ一つの字にいろんな書き方がされていて、例えば一つの字についても書き方が何種類も何十種類もあるいは何字にとどまらないということを考えられるわけでございまして、そういうことを考えますと、やはりそういう辞典にも出ていないような珍しい独特の書き方というものを使っておられる数というのがある程度の人数に、全国一億二、三千万の方を対象に考えればある程度の数字にならざるを得ない。

そういうことからいろいろ御指摘をいただきまして、どうしてもこの字はブックのまま残しておいてもらいたいという方については現在の戸籍のまま保存するという対応をさせていただくことによってそういう幾らか残る方についても最終的な満足をいただける方法というものを考えて、先ほど御説明させていただいているような対応をするということをございます。

字の数の関係につきましては、俗字というのが一体幾らあるかということは、これは漢和辞典全部当たるということでござりますのでまだ確定ることは申し上げられませんが、その全部が人の名前に使われているわけではないわけでございまして、大体おおよその推測でございますが、二千前後ということなのではないだろうかと考えております。

○安恒良一君 そこで、もう一遍念を押しておきますが、局長通達を出すときよほど注意しなければならないのは、同僚議員からも繰り返し繰り返し言われたように、局長通達を受け取った市町村側の対応も非常に重要なことです。どうしても市町村側も局長通達を受け取ればそのまま、そうするべから被害が少なくなりますと。だから、当初一千万と言つておったのが、もう今私たちが問

が、今度は戸籍はある程度正字によつて直つたと。ところが、自動車運転免許証の名前はいわゆる正字ぢやない俗字の場合がありますね、今までずっと。それはそのままでいいわけですね。

○政府委員(濱崎恭生君) 免許証の書きかえの際、に御本人から住民票を出して変えてくれといふことを申し出れば書きかわると思いますが、特にそういう申し出をしなければそのまま対応していただけるというふうに思つています。

○安恒良一君 それから、これも国連憲章の関係なり差別なりで多くの同僚議員から聞かれましたので、ダブつたことを私は聞きたくない。ただ、どうもあなたたちの答弁は本当に国民側にあるのか。そのところの食い違いがありますから、法律的に問題が起こらないように、手続的に問題が起らぬないように十分関係当局と相談をいたします。

実態があるんですから、それをあえてこれだけ議員が言つておられるのにあなたたちは、いやそれは関係部会で審議の結論が出るまでは、出たら直します、直すときは大したことはないとは言わぬけれども、何とか直しますと。そこがさつきから聞いておつてどうしても……。

その点答えてください。

で、それぞれの方が社会生活の中でどういうふうに使われるかということに介入するという趣旨ではないわけでございます。

それから印鑑証明の印鑑の問題につきましては、これは戸籍の書き方が変わったからそれに従つて実印の印影も変えなければならないといふことはございません。これは既に自治省の方で地方公共団体の方から照会があつたものに対して回答をした先例がございまして、これまで御本人の御意向によつて字の書き方を変える、字を変え

省庁によくお願ひしてそういうことが起こらないような配慮をいたしたいと思っております。
○安恒良一君 私は、その点はよくないといふとなら警察行政と連絡をとつておかないと、案外警察というのはそういうところかたいですから、あなたはないと言つておつても後でトラブルが起ころうということは十分心配されますから。大臣、そこは警察行政ときちつと意田統一しておいてください。

題と戸籍に書くことは僕は別だと思うんです。民法上の相続権は全部認めるか半分認めるかといふことの争いが今あつてゐるんです。それはそれでやつてもらつて結論出せばいい。もうそれも一二つの結論が出ています。それなのになぜ、さつきかららずつと同僚議員のあれを聞いておりますと、それから部落差別の問題もいろいろ聞かれたけれども、やはり問題は実際あるわけですから、それに配慮する書き方してもいいぢやないでしようか。

○安恒良一君　じゃ本人から申し出がなかつた、それで身分証明書に書いてある字と戸籍と照合したら字が違う場合に、一切トラブルはありません。これも念を押しておきます。

かどうかというのが一つ。
例えば、この際新しくコンピューター化するの
に、いわゆる嫡子、長男、長女、非嫡子、男、女題
というのはこれは民法部会でも相続権の問題で
議論していますから、その結論が出たらそれに対
応しますとなぜ言うのかわからない。なぜかとい

指摘があつたわけでございますが、戸籍というのは国民一人一人についてその身分関係をきちっと登録して、必要がある場合には公の証明をするという目的のためにつくられている唯一の記録でございますので、そこはやはり身分関係をきちっと把握できるような記載がされておらなければならぬということでござります。

そういう観点からいろんな記載があるわけですが、御指摘のとおり、そういう記載がいざいますが、

私ども承知しておりますが、今回はコンピューター対応できない字の範囲は大幅に減少しますし、しかもどうしても残してもらいたいという人については先ほど来申し上げておりますような対応をすることになりますので、そういう不服申しお立て等が起きることはまずないということになりますのではないだらうかというふうに考えております。

しておりますので、現行戸籍の持つ差別性の固定化につながる点を反対理由の第一として申し上げます。

姓が決定され、子供の姓は夫婦いずれの姓でもよいことになる可能性は高いものと考えられます。その場合、戸籍上の記載はどうなるのか、またコンピューター化された後ではプログラムの大幅な変更が必要ですが、この財源は市区町村が負担することとなり、結局自治体に迷惑をかけることになります。コンピューター化は戸籍のあり方が法制審議会ではつきりしてからにするべきであ

り
決して急く必要はないと思います。

を大幅変更し、可能な限り姓名は従来のままコンピューターに入れるにしたと言いますが、しかしコンピューターに入れられない戸籍が残ることとは行政の差別につながるもので認めるることはで

きません。

第四の反対理由として、私はコンピューター入力作業における外部委託の際に戸籍記載の内容が外に出る可能性が排除できない点を挙げておきま

以上、四点にわたって反対の理由を申し上げました。プライバシーが漏れ出てしまつてから後でたゞ、とえ罰則を科したとしても、出てしまつたものはもとには戻りません。

何とぞ委員各位の御理解を賜りますようお願ひして、私の反対討論といたします。

これより採決に入ります。
戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(猪熊重二君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○下稻葉耕吉君 私は、ただいま可決されました戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議の各会派並びに各派に属しない議員紀平悌子君及び安恒良一君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、電子情報処理組織(コンピュータシステム)を用いて戸籍事務を取り扱う制度の導入に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

一 氏名は個人の人格の象徴であり、人格権に係るものであることにかんがみ、戸籍事務のコンピュータ化に伴う氏名の文字の取扱いについては、事務の近代化、効率化等の観点だけではなく、すでに戸籍に記載されている文字に愛着を感ずる国民の感情をも十分に考慮し、国民の理解が得られるよう、十全の配慮をすること。

二 戸籍事務のコンピュータ化に伴う諸経費、特にコンピュータ化への移行の経費についての市区町村の予算措置に関しては、戸籍事務が国的事務であることを踏まえ、国の責任として適切に対処すること。

三 プライバシー保護及びデータ保護の観点から、磁気データ化された戸籍情報の保全及び保護については、万全の対策を講ずること。

四 全国市区町村間におけるコンピュータデータの交換システムについては、国民の利便に資するため、戸籍事務のコンピュータ化の進展及び動向を踏まえ、調査・研究に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(猪熊重二君) ただいま下稻葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(猪熊重二君) 全会一致と認めます。

よって、下稻葉君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中井法務大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。中井法務大臣。

○國務大臣(中井治君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(猪熊重二君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(猪熊重二君) 次に、更生緊急保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。中井法務大臣。

○委員長(猪熊重二君) ただいま議題となりました更生緊急保護法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。中

井法務大臣。

○國務大臣(中井治君) ただいま議題となりました更生緊急保護法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

更生保護会は、更生緊急保護法に基づき、犯罪者に対する更生保護事業を営むことを目的として運営上不可欠であると考えられます。

本法律案におきましては、更生保護会に対する監督及び補助金交付に関する現行の規定を改め、

このようないくつかの整備等について積極的に関与し、そ

れに必要な財政的援助を行うことが更生保護会の運営上不可欠であるとの考え方です。

本法律案におきましては、更生保護会に対する

監督及び補助金交付に関する現行の規定を改め、

このようないくつかの整備等について積極的に関与し、そ

れに必要な財政的援助を行うことが更生保護会の運営上不可欠であるとの考え方です。

本法律案におきましては、更生保護会に対する

察中の者で占められるようになり、また刑務所から仮出獄される者の約三割が更生保護会に帰住している状況にありまして、更生保護会は、仮釈放及び保護観察制度の運用上不可欠な施設となつております。おり、我が国の中長期政策上ますます重要な機能を果たすべき存在となりました。

ところで、更生保護会の施設の現状を見てみますと、社会福祉施設などは国民の生活水準の向上に伴つて居住環境の改善が進んでいます。比較しまして、更生保護会の保護施設の多くが建築後相

当年数を経過して老朽化し、あるいは汚損な社会復帰を援護する場として十分な設備が整つていな

いなどの問題を抱えております。しかしながら、更生保護会は、自己資金の不足などによりその財政基盤が極めて脆弱であり、また現行の更生緊急保護法のもとでは、保護施設が経営認可の基準に適合しないほど劣悪な状態となり国がその改善を命令したときに限りその施設改善費用につき国が補助することができることとされておりますため

更生保護会は、自己資金の不足などによりその財政基盤が極めて脆弱であり、また現行の更生緊急保護法のもとでは、保護施設が経営認可の基準に適合しないほど劣悪な状態となり国がその改善を命令したときに限りその施設改善費用につき国が補助することができることとされておりますため

○委員長(猪熊重二君) 次に、裁判官の介護休暇に関する法律案を議題といたします。中井法務大臣。

○國務大臣(中井治君) 裁判官の介護休暇に関する法律案について、その趣旨を御説明いたしました。

○委員長(猪熊重二君) まず、政府から趣旨説明を聽取いたしました。

○委員長(猪熊重二君) 次に、裁判官の介護休暇に関する法律案を議題といたします。

○委員長(猪熊重二君) まず、政府から趣旨説明を聽取いたしました。

○委員長熊熊重一君) 以上で趣旨説明の聽取が終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○委員長(猪熊重二君) 次に、商法及び有限会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(中井治君) 商法及び有限会社法の一
部を改正する法律案につきましては、その趣旨と御
井法務大臣。

この法律案は、会社制度をめぐる最近の社会経
説明いたします。

株式制度及び有限会社の出資制度の運営の一層の適正化及び円滑化を図るため、自己株式及び自己持ち分の取得規制を弊害の防止のための措置を講じた上で緩和することを目的として、商法及び有限公司法の一部を改正しようとするものであります。そして、その改正の要点は次のとおりであります。

ます。商法にござましても、第一は、会社は正当の理由があるときは、定期総会の決議に基づ

き、配当可能利益の範囲内において、発行済み株式の総数の百分の三を限度として使用人に譲渡するため自己株式を取得することができる。するとともに、取得した自己株式は六ヶ月以内に使用人に譲渡しなければならないこととしておりま

第二に、会社は、定時総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、株式を消却するた

めに自己株式を取得することができる」として
おります。

ら株式を買い受けるときには、株主総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、発行済み株式の総数の五分の一を限度として自己株式を取得することができる。こととするとともに、取得した自己株式は相当の時期に処分しなければならないこととしております。

社は、定期総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、持ち分を消却するために自己持ち分を取得することができるとしております。

第二に、会社は社員から持ち分の譲渡承認及び買い受け人指定の請求があった場合において自己を買い受け人に指定して持ち分の売り渡し請求をするとき並びに社員の相続があった場合において相続人から持ち分を買い受けるときには、社員総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、出資口数の総数の五分の一を限度として自己持ち分を取得することができる」とすることとともに、取得した自己持ち分は相当の時期に処分しなければならないこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますようお願いいたします。
○委員長(猪熊重二君) 以上で趣旨説明の聽取は
終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたしま
す。

○委員長(猪熊重一君) 次に、外国弁護士による法津事務の取扱い、二回十回特許審査法の一節を改

井法務大臣。正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中井法務大臣。

卷く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、涉外的法律関係の一層の安定を図るため、外国法事務弁護士に係る承認の基準についての相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができるることとする等外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する等のため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正しようとするものでありまして、その改正の要点は次のとおりであります。

まず第一は、現行法の裁量の余地のない相互主義を緩和するものとしていることであります。すなわち、我が国が外国と外国弁護士受け入れ制度に係る条約その他の国際約束を締結したときは、その誠実な履行を妨げることとならないよう、その相手国において我が国の弁護士となる資格を有する者に対し我が国の外国弁護士受け入れ制度による取り扱いと実質的に同等な取り扱いが行われていないときであっても、その外国の外国弁護士となる資格を有する者に対し外国法事務弁護士となる資格の承認をすることができることといったしております。

第二は、外国法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである外国弁護士としての職務経験年数の要件を緩和するものとしていることになります。すなわち、五年以上の外国弁護士としての職務経験を有することを承認の基準とするとの現行法の原則は維持しつつ、国内において弁護士または外国法事務弁護士に雇用されていた期間については、一定の要件のものとに、通算して二年を限度として外国弁護士としての職務経験年数に算入することといたします。

第三は、外国法事務弁護士の請求により登録が取り消された後の手続を合理化するものとしていることであります。すなわち、外国法事務弁護士がみずから請求により登録の取り消しを受けた場合について、現行法の法務大臣による裁量的な承認の取り消しの制度を廃止し、その者が登録の取り消しを受けた後六ヵ月以内に再度登録の請求

をしないときは、外國法事務弁護士となる資格の承認が失効することいたしております。

第四は、外國法事務弁護士の事務所の名称に係る規制を緩和するものとしていることであります。すなわち、外國法事務弁護士の事務所の名称中には外國法事務弁護士の氏名を用いなければならぬ、二十九見じつ見じつと改めるとここに、

一定の要件のもとに、外国法事務弁護士の事務所の名称中に外国法事務弁護士が所属する事業体の名称を使用することができます」といたしております。

第五は、外國法事務弁護士が我が国の弁護士と共同の事業を営むことに係る現行法の規制を緩和するものとしていること等であります。すなわち、

外国法事務弁護士は、五年以上の弁護士としての職務経験を有する弁護士とする場合に限り、訴訟代理等一定の法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業については、これを當むことができる」とし、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むときには、一定の事項を日本弁護士連合会に届け出なければならないことといたしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。
○委員長(猪熊重二君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。
す。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会

六月七日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は六月六日）

一、更生緊急保護法の一部を改正する法律案

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

二依リ分配シタル金銭ノ額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超エザルコトヲ要ス
第一項ニ規定スル場合ニ於テハ前条第一項ノ期間ハ第一項ノ決議ノ日ヨリ之ヲ起算ス
場合ニ於テハ売買価格ハ第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ且買受クルコトヲ得ベキ株式ノ数ハ第二百十一条ノ第三項ノ規定ニ依リ取得シタル株式ノ數ト併セテ發行済株式ノ総数ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四条ノ二第四項ノ規定ハ第二項ノ期間内ニ第一項ノ決議ナカリシ場合ニ之ヲ準用ス
第二百四条ノ四第一項及び第二項中「前条第三項」を「第二百四条ノ三第一項」に改め、同条第三項及び第五項中「前条第二項」を「第二百四ノ三第二項」に改め、同条第六項中「場合」の項に「及前項ノ規定ニ依り賣買方成立セザリシモノト看做ス

前条第一項ノ会社ヨリ第二百四条ノ三第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ裁判所ノ決定スル売買価格ガ前条第五項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルトキハ賣買ハ成立セザリシモノト看做ス

第二百四条ノ五中「前二条」を「前三条」に改め。
第二百十条に次の二号を加える。

五 第二百四条ノ三第一項又ハ第二百四条ノ五ニ於テ準用スル同項ノ請求ヲ為シテ株式ヲ買受クルトキ

第二百十条の次に次の三条を加える。

二 買受クベキ株式ガ取引所ノ相場アル株式及取引所ノ相場ニ準ズル相場アル株式ニザルモノナルトキハ其ノ売主
第一項ノ場合ニ於テハ買受クルコトヲ得ベキ株式ノ総數ハ發行済株式ノ総數ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ且其ノ株式ノ取得価額ノ総額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十九条第一項各号ノ金額及定時総会ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ
第一項ノ場合ニ於テ株式ヲ買受クルコトヲ得ベキ期間ハ第二項第一号ニ定ムル時迄トス
第二項第二号ニ定ムルトキハ同項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス
第二項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス同項第二号ニ掲グル事項ニ闇スル議案ノ要領ヲ記載スルトキハ次項ノ規定ニ依ル請求アリ得ベキコトヲモ記載スルコトヲ要ス
株主ハ第二項第二号ニ掲グル事項ニ闇スル議案ノ要領ガ記載サレタル前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ取締役ニ対シ会日ヨリ五日前ニ書面ヲ以テ其ノ事項ニ係ル議案ヲ賣主ニ自己ヲモ加ヘタルモノト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百五十六条ノ三第六項ノ規定ヲ準用ス
第一項ノ場合ニ於テ株式ヲ買受クルニハ其ノ株式ガ取引所ノ相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ、取引所ノ相場ニ準ズル相場アル株式ナルトキハ取引所ニ於テスル取引ニ準ズル取引ニ依ルコトヲ要ス
第二百十一条ノ三 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承

認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ常社ハ第二百六十条ノ規定ニ拘ラズ株主ノ相続ヨリ其ノ相続ニ因リ得タル株式ヲ相続ノ開始後一年内ニ買受クル為ニスルトキハ自己ノ財産ヲ取得スルコトヲ得但シ其ノ株式ノ數ハ同条第五号ニ掲ゲル場合ニ於テ取得シタル株式ノ數ト併セテ進行済株式ノ総數ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ売買価格方第二百四条ノ三百二十条ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルトキハ其ノ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百四条ノ三ノ二第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第二百十一条ノ四 取締役ハ其ノ営業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額ガ第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第二百四条ノ三第一項若ハ第二百四条ノ五百二十条ノ二第一項若ハ前条第一項ノ又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ

第二百十一条中「前条第一号」を「第二百十条第一号」に、「第一号乃至第四号」を「同条第二号」乃至第五号及第二百十条ノ三第一項」に、「為シ第二百十条ノ二第一項ノ場合ニ於テハ株式ヲ買受ケタル時ヨリ六月内ニ使用人ニ株式ヲ譲渡ス」に改める。
第二百十二条の次に次の二条を加える。
第二百十二条ノ二 会社ハ前条第一項ノ規定ニ依ルノ外定期総会ノ決議ヲ以テ株式ヲ買受ケテ之ヲ消却スルコトヲ得
前項ノ決議ハ第二百十条ノ二第二項各号ニ掲
グル事項ニ付之ヲ為スコトヲ要ス
第一項ノ場合ニ於テ買受クルコトヲ得ベキ株式ノ取得価額ノ給額ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ第二百九十条第一項各号ノ金額及定期総会ニ於テ利益ヨリ配当シ若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ
第二百十二条ノ二第四項乃至第八項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クル場合又ハ同項ノ決議ニ之ヲ準用ス但シ同条第八項ノ規定ノ準用ニ付テハ株式ノ買取ヲ公告シテ為ス取引ニ依ルトキハ此ノ限ニ在ラズ
取締役ハ其ノ営業年度ノ終ニ於テ貸借対照表上ノ純資産額が第二百九十条第一項各号ノ金額ノ合計額ヲ下ル虞アルトキハ第一項ノ規定ニ依リ株式ヲ買受クルコトヲ得ズ
営業年度ノ終ニ於テ前項ノ純資産額が同項ノ合計額ヨリ第二百十条第五号ニ掲タルトキニ又ハ第二百十条ノ二第一項若ハ第二百十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ取得シテ有スル株式ノ時価ノ合計額ヲ控除シタル額ヲ下リタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ買受ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帶シテ其ノ差額、若シ其ノ営業年度ニ於テ同項ノ規定ニ依リ買受ケタル株式ノ取得価額ノ純額が其ノ差額ヨリ少ナキトキハ其ノ純額ニ付賠償ノ責ニ任ズ
第二百十条ノ四第二項但書及第二百六十六条第二項第二項第五項ノ規定ハ前項ノ取締役ノ

			紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一五九二号	平成六年五月二十七日受理 アジアの女性の人権を守るために施策に関する請願	請願者 神奈川県茅ヶ崎市赤杉町三ノ二九 中嶋公子 外四名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第一三四四五号と同じである。	第一六二三号 平成六年五月二十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都板橋区富士見町一四ノ三 二〇一 和田晃子 外九名 紹介議員 肥田美代子君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一五六六号	平成六年五月二十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 埼玉県入間市久保稻荷一ノ八ノ一 ノ五ノ二〇一 大久保秀樹 外二 十九名 紹介議員 三重野栄子君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一六四二号 平成六年五月二十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都大田区西六郷二ノ二一ノ六 吾妻洋史 外二十九名 紹介議員 前島英三郎君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一六四六号 平成六年五月三十日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 千葉市美浜区真砂二ノ一四ノ四 一〇四 若島千絵 外一名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一五九九号	平成六年五月二十七日受理 外国人登録法の抜本改正等に関する請願 請願者 大阪市平野区背戸口三ノ八ノ一九 平井芳雄 外四名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。	第一六四八号 平成六年五月三十日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 神奈川県横須賀市船越町七ノ六〇 木村武志 外四名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第一三四四五号と同じである。	第一六九三号 平成六年五月三十日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 千葉市柏市酒井根一、八八八ノ一 七〇 佐藤克芳 外二十九名 紹介議員 森山 真弓君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一六一二号	平成六年五月二十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都大田区久が原一ノ三三ノ一 ノ一〇一 梶山嘉則 外二十九名 紹介議員 篠崎 年子君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一七〇四号 平成六年五月三十日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都品川区東中延一ノ四ノ一七 星川 保松君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一七三三号 平成六年五月三十一日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都武藏村山市神明四ノ六二 四 内野正一 外二十九名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一六一三号	平成六年五月二十七日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都八王子市寺田町八一ノ八 久木山勝年 外二十九名 紹介議員 國弘 正雄君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一六六一号 平成六年五月三十日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都名古屋市中区延一ノ四ノ一七 川端友子 外四名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。	第一七四五号 平成六年五月三十一日受理 外国人登録法の抜本改正等に関する請願 請願者 大阪市城東区森之宮一ノ六ノ五〇 向後健夫 外二十九名 紹介議員 安恒 良一君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一七七三号	平成六年五月二十一日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都豊島区南大塚二ノ一八ノ一 七志津香莊一〇一 鄭好善 外一 紹介議員 栗原 君子君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一七六七号 平成六年五月三十一日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 千葉県四街道市旭ヶ丘二ノ一九 向後健夫 外二十九名 紹介議員 安恒 良一君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一七八〇号 平成六年五月三十一日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 神奈川県相模原市田名四、九八三 二〇一 和田晃子 外九名 紹介議員 肥田美代子君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

請願者 埼玉県狭山市入間川二ノ二三ノ五 ノ五〇二 石橋正史 外二十九名 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	紹介議員 南野知恵子君 この請願の趣旨は、第一七九四号と同じである。
請願者 横浜市栄区長沼町七九二ノ三六 渡辺好造 外三千五百二名 紹介議員 小林 正君 この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。	請願者 千葉県市川市末広一ノ九ノ七ノ三 ○一 南美枝子 外一名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一七九七号 平成六年五月三十一日受理 治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願 請願者 埼玉県所沢市山口八八八ノ二ノ三 ○二 鈴木節子 外千九百九十九 紹介議員 下村 泰君 この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。	第一八五三号 平成六年六月二日受理 アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願 請願者 東京都世田谷区南烏山二ノ八ノ二 ノ五〇一 森田ますみ 外四名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。
第一八〇八号 平成六年六月一日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 東京都豊島区南大塚二ノ一八ノ一 七志津香莊一〇二 李好根 外一 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。	第一八五七号 平成六年六月二日受理 非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願 請願者 山梨県甲府市蓬沢町一、二四二ノ一 二 田中美砂 外二十九名 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第一八一〇号 平成六年六月一日受理 アジアの女性の人権を守るためにの施策に関する請願 請願者 川崎市麻生区王禅寺二、六八二 龍野和子 外四名 紹介議員 久保田真苗君 この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。	第一八六六号 平成六年六月二日受理 外国人登録法の抜本改正等に関する請願 請願者 大阪市東成区大今里西二ノ八ノ四 片山宏之 外四名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。 一、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する法律案 の特別措置法の一部を改正する法律案	外国人登録法の抜本改正等に関する請願 請願者 大阪市住吉区殿辻一ノ八ノ一八 田井亜由子 外四名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。
外國弁護士による法律事務の取扱いに関する 特別措置法の一部を改正する法律案 外國弁護士による法律事務の取扱いに関する 特別措置法の一部を改正する法律案 外國弁護士による法律事務の取扱いに関する 特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を 次のように改正する。 第一条中「相互の保証の下に」を削る。	外國弁護士による法律事務の取扱いに関する 特別措置法の一部を改正する法律案 外國弁護士による法律事務の取扱いに関する 特別措置法の一部を改正する法律案 外國弁護士による法律事務の取扱いに関する 特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を 次のように改める。 2 前項第一号の規定の適用については、外國弁 護士となる資格を有する者がその資格を取得し た後に国内において弁護士又は外國法事務弁護 士に雇用され、かつ、当該弁護士又は当該外國 法事務弁護士に対しその外國弁護士となる資格 を取得した外国の法に関する知識に基づいて行 つた労務の提供は、通算して二年を限度として その資格を取得した外国において外國弁護士と して行つた職務の経験とみなす。 第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項の 次に次の二項を加える。 3 法務大臣は、承認申請者が第一項各号に掲げ る基準に適合するものである場合においても、 次の各号のいずれかに掲げる事情があるときで なければ、承認をすることができない。 一 弁護士となる資格を有する者に対し第一項 第一号の外国においてこの法律による取扱い と実質的に同等な取扱いが行われているこ と。 二 弁護士となる資格を有する者に対し第一項 第一号の外国においてこの法律による取扱い と実質的に同等な取扱いが行われていない場 合においては、そのことを理由に承認をしな いことが条約その他の国際約束の誠実な履行 を妨げることとなること。
第十二条中「以内に」の下に、「又は第二十九条 の規定による請求により登録の取消しを受けた日 の翌日から起算して六箇月以内に」を加える。 第十四条第二項第五号を削り、同条第三項を次 のよう改める。	第四十五条第二項を次のように改める。 2 第四十五条第二項を次のように改める。 2 外國法事務弁護士の事務所の名称中には、他 の個人又は団体の名称を用いてはならない。た だし、法律事務の処理を目的とする原資格國の 法人、組合その他の事業体で自己が所属するも の(以下「所属事業体」という。)の名称について は、次に掲げる場合に限り、用いることができる。 一 当該所属事業体の名称を用いている外國法 事務弁護士がない場合 二 既に当該所属事業体の名称を用いている外國法 事務弁護士がある場合において、その外 國法事務弁護士と事務所を共にするとき。 第四十七条第二項を次のように改める。
第一八三一号 平成六年六月一日受理	2 外國法事務弁護士は、第四十五条第二項ただ

第一八九三号 平成六年六月三日受理

アジアの女性の人権を守るために施策に関する請願

請願者 川崎市中原区下新城三ノ三ノ八
紹介議員 久保田真苗君 竹内淳 外四名

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第一八九六号 平成六年六月三日受理

夫婦別姓・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡利根町布川二五三
紹介議員 志苦 裕君 ノ一三七 町田静夫 外九名

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第二〇〇〇号 平成六年六月八日受理

非嫡出子差別の撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平六ノ三一ノ二
紹介議員 久保 亘君 福田荘一 福田啓之 外二十九名

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第二〇三五号 平成六年六月九日受理

アジアの女性の人権を守るために施策に関する請願

請願者 東京都港区三田一ノ一一ノ二二
紹介議員 久保田真苗君 三〇九 吉田和子 外四名

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一九六三号 平成六年六月七日受理

外国人登録法の抜本改正等に関する請願

請願者 大阪市北区中之島一ノ三ノ二〇
紹介議員 清水 澄子君 久田貴美 外四名

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一九六六号 平成六年六月七日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 神戸市兵庫区中道通九ノ三ノ一七
紹介議員 志摩清治 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一九八八号 平成六年六月八日受理

アジアの女性の人権を守るために施策に関する請願

請願者 茨城県水戸市双葉台一ノ二四ノ七
紹介議員 須田達也 外四名

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一九九九号 平成六年六月八日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸南五ノ一
紹介議員 佐藤征洋 外四名 ノ三〇 佐藤征洋 外四名

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第一九二三号 平成六年六月六日受理

アジアの女性の人権を守るために施策に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市大南三ノ一一
紹介議員 久保田真苗君 ノ二〇 佐藤直樹 外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一九九九号 平成六年六月八日受理

アジアの女性の人権を守るために施策に関する請願

請願者 大阪市北区梅田一ノ二ノ二ノ六〇
紹介議員 清水 澄子君 ○ 岡林潤子 外四名

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一九二三号 平成六年六月六日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市大南三ノ一一
紹介議員 久保田真苗君 ノ二〇 佐藤直樹 外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一九九九号 平成六年六月八日受理

外国人登録法の抜本改正等に関する請願

請願者 大阪市北区梅田一ノ二ノ二ノ六〇
紹介議員 清水 澄子君 ○ 岡林潤子 外四名

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

紹介議員 吉岡 吉典君

平成六年七月四日印刷

平成六年七月五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局